

平成28年第1回 飯塚市議会会議録第4号

平成28年3月2日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第8日 3月2日（水曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（鯉川信二）

これより本会議を開きます。

一般質問を行います。発言は一般質問事項一覧表の番号順に行います。

最初に、9番 兼本芳雄議員に発言を許します。9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

最近、私たち子どもが行っています小学校区内にありました特定空家等が、略式代執行により解体されることになりました。この特定空家等は小学校の児童たちの通学路でもある主要道路に面し、倒壊のおそれもあったため、長年小学校の児童の保護者や地域住民から、危険であるために何とかしてほしいという要望があった不動産でございました。時間はかかりましたが、今回このような措置をとっていただきまして、小学校の先生方や保護者は、子どもたちを安心して通学させられる、また、地域住民の皆さんは安心して暮らせる環境になることで安堵しています。措置をとっていただくまでの道のりは大変だったと思いますが、ありがとうございました。

しかし、これからの高齢化社会においては、空き家の数が増加することは立地適正化計画の20年後の本市の姿の展望からも予想されます。また、保安上危険である建物に対し、市民は迅速で適切な措置を望んでおります。そこで、今回生活環境の保全や安全・安心、防犯・防災のまちづくりの観点から、本市における管理不全空き家対策について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、どのように措置を講じていくのか、また、今後ふえてくるであろう空き家に対して、どのような管理をしていくのかについて、質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目に、本市における空家等対策の推進に関する特別措置法施行後の進捗状況についてお伺いしたいと思います。6月議会で、特別措置法に関して福岡県空家対策連絡協議会で具体的な調整が行われているということでしたが、その後の進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

福岡県空家対策連絡協議会は2つの部会を設置しておりまして、適正管理部会と利活用部会があり、適正管理部会は3つの部門に分かれておりまして、啓発・相談体制の部門、実態調査方

法・データベース整備の部門、特定空家等判断基準及び対策計画の部門を所掌しており、利活用部会は空き家バンク、空き家活用モデル、空き家対策マニュアルについて所掌しております。

まず、適正管理部会の業務及び進捗状況についてご説明をいたします。啓発相談体制の部門につきましては、住宅向けの相談パンフレットの作成、区市町村関係団体におけるネットワークの構築と事例集を作成しております。

次に、実態調査方法・データベース整備の部門につきましては、実態調査の手引きの作成、福岡県版データベースモデルを構築することとしております。

特定空家等判断基準及び対策計画の部門につきましては、当該判断基準と計画のひな形を作成することとしておりまして、全て本年4月に、市町村へ提示することで事務を進めております。

利活用部会につきましては、空き家バンクを普及、促進させるためのガイドブックの作成や、平成26年3月に策定しました、福岡県空き家対策マニュアルの改訂、官民が連携する方法の検討をしております。ガイドブックの策定とマニュアルの改訂、官民連携については空き家の活用事例を本年3月に市町村へ提示することで事務を進めております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

今のご答弁で一つ確認なのですが、現在、保安上危険であると判断された特定空家等、例えば市民からの通報があった建物、今まであった建物であったり、今後、そういった通報がある建物等に関しては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき措置を進めていくということで、それ以外の空家等に関しては4月以降の調査及び完成したデータベースを元に対策を講じていくということでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

議員言われますとおり、特定空家等に指定された分につきましても施行されております特別措置法、これに基づいてやっていきますし、その他の空き家の利活用等につきましてもですね、今後、実態調査を行いまして、データベース化をやります。それに基づいて利活用につきましても、協議会等での計画を策定しながら進めていく形になります。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

それでは、本市におけるデータベースの作成と、作成後の具体的対策の作成のスケジュールはどのようにお考えですか。年次計画等あればお示しください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

今後、本市といたしましては、平成28年度に空家等の建物状態を把握いたします実態調査を行います。この調査結果をデータベース化するよう計画しておりまして、平成29年度に特別措置法に基づきます協議会を設置いたしまして、平成28年度に実施する実態調査を基に利活用を含めました対策計画を策定する予定としております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

それでは、最初に特定空家等についてお伺いしたいと思います。「特定空家等」の定義が、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項で示すとおり、そのまま放置すれば倒壊等著し

く保安上危険となるおそれのある状態等であったとしても、法第14条では、特定空家等の所有者等に対して周辺の生活環境の保全を図るために市町村長は助言又は指導、勧告、命令、代執行の措置を順を経て行うこととなっていることや、財産権の制約を伴う行為が含まれることから、それぞれの措置には相当の猶予期限を設けたり、意見の聴取に対して意見書や自己に有利な証拠を提出する機会を与えるという慎重な手続を踏まなければならないこととなっていますが、代執行の措置が行われるまでの期間は、最終的な結果が代執行の措置が行われるという場合の、特定空家等と認定されてからどのくらいの期間がかかると考えられますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

特別措置法第14条第2項の勧告において、「相当の猶予期限を付けて、必要な措置をとることを勧告することができる。」との規定がございまして、国のガイドラインでは、改善するのに通常要すると思われる期間としておりまして、規模や措置の内容等によって異なりますが、物件を整理する期間や工事の施工に要する期間を合計したものとされておりまして、助言・指導についても同様の期間が必要と考えております。

加えまして、命令を発する前には事前の通知、意見の聴取、命令、戒告の後、代執行となりますので、具体的な期間というのは明確には示されておりませんが、相当の期間を要するということとなります。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

そうしましたら、今回行われたような略式代執行では、所有者等が特定されてから代執行までの期間はどれくらいかかりますか。事前の調査や措置に時間がかかるわけでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

略式代執行につきましては、空家等の所有者等がない、すなわち勧告や命令を発することができない場合に実施するものでございまして、特別措置法第14条第10項に規定をされております。略式代執行を行います所要の手続といたしましては、所有者等がないことが確認できた後に立入調査を行い、解体等の必要性などを判断いたしまして、設計、公告期間を設けまして、代執行を実施することとなります。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

そうすると、代執行に至るまでという期間は、相当な期間を要するということですが、例えば、道路法や建築基準法、消防法などで管理不全空き家に対して、各法令の目的に沿って必要な措置が講じられる場合が考えられます。そういった他の法令で対応していくほうが早期解決できるということは考えられないでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

危険な建物を除去できる法律としましては、消防法、災害対策基本法、道路法、建築基準法が想定をされます。消防法、災害対策基本法では、火災や災害が発生している状況にあっての対応となりますので、事前に代執行できる法律ではございません。道路法につきましては、区域の指定や除去する範囲を指定する問題等がございまして、建築基準法につきましては、空家等対策の推

進に関する特別措置法と同じような対応、代執行等ができる場合がありますので、物件によりましては、建築基準法の所管機関であります福岡県に相談して対応してまいりたいと思っておりますが、現在のところ福岡県ではそういった事例はあっていないようでございます。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

今ご答弁いただきましたように、それぞれの法令によって、所管・管轄が違って来るわけですから、今はないと言われてますが、今後空き家もふえてくるでありますでしょうし、今回みたいに、通学路に面していたりとか、非常に市民にとっても危険な場所にある建物等も出てくるのではないのかというふうに思っております。体制、対応を体系化されて、今後対応のほうをできますようによろしくお願いいたします。

次に、本市における空家等対策は、事前のデータベースの整備が、今後空家等を「特定空家等」にしないための最善の策ではないかと私は考えます。そこで、データベースの整備についてお尋ねなのですが、現在適切な管理が行われていない空家等の状況について、本市としてはどこまで把握されていますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

現時点でのお話でございますが、本市における空き家の件数といたしましては、住宅土地統計調査における平成20年の調査で1万540戸でありました。平成25年の調査では、1万1950戸となっております。

この調査は空き家の有無のみの調査でありまして、利活用できる空き家、除去しなければならない空家等の状態まで調査しているものではありませんので、平成28年度に実態調査およびデータベースの整備を計画しているところでございます。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

それでは、実態調査及びデータベースの整備が、計画が終われば、このデータベースの管理ができれば、この法律は有効な法律であると考えてよろしいでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

現在、本市全体の空家等がどこにあり、どのような状態であるか把握できていない状況であります。まずは状況把握が必要でありますので、実態調査を行いまして、データベースの整備を行い、適正管理、利活用に活用したいと考えております。おっしゃるように、有効な法律であると思えます。データベース整備後は、そのデータを更新して有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

そのデータベースの整備のために、まずは本市における適切な管理が行われていない空家等や所有者等の把握をしなければいけないと思えます。適切な管理が行われていない空家等や所有者等の確認も簡単にできるものではないと考えておりますが、その把握方法として、どのような調査を行っていくのか、またその調査は行政だけで調査を行うのか、それとも民間にも協力してもらうのか、本市としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

空家等の状態を把握いたします実態調査につきましては業務委託を予定しておりまして、その関連経費を本議会に提案をさせていただいております。所有者等の把握につきましては、議員おっしゃられるようにかなりの期間を要しますし、危険な状態であるものや利活用すべきもの等を区分して調査しなければなりません。調査につきましては、登記簿謄本や戸籍・住民票の取得、税情報を活用することとなりますが、近隣住民の方からの情報も有効なものでありますので、調査に際しましてはさまざまなご協力をいただきながら実施したいと考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

今後空き家として想定される状況で、例えば相続で空き家となることもあると思います。今、税情報も活用されるということですが、納税管理者等の税務課のほうで、納税管理者の手続等されてあったりとかしていますので、そういった課との連携を図っていただくように要望したいと思っております。

特定空家等に関しては、まずは直ちに法第9条第2項に基づく立入調査や法第14条第1項に基づく指導等の手続を開始するのではなく、データベースの整備により把握した特定空家等の具体的な対応方を検討しなければならないと考えますが、本市として今後の対応方をどのように考えていますか。また、その対応方の策定に際して、本市の状況に精通している業界団体等との連携について、どのように考えていますか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

まずは、先ほど答弁いたしました実態調査を行い、本市における空き家の状態をデータベース化する必要があると考えております。その後、法律が求めております対策計画を策定したいと考えておりますので、協議会を設置いたしまして、利活用を含めた対応策および業界団体等との連携について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

調査に関しましては業務委託、そして実態調査をもとに利活用を含めた対策計画は業界団体と連携を考えているというご答弁ですが、調査における業務委託に関しては、どのような業者を考えてらっしゃいますか。また、私は実態調査とその後の利活用を含めた対応策は本市における立地適正化計画にも関連してくるのではないかと考えます。また、その地域のことをよく知っているといえば、地元の不動産業界ではないかなと考えています。きのうの代表質問で答弁がございましたが、空き家バンクの活用も一つあると思います。しかし、不動産業界等の精通しています業界による有効活用計画は事業として成り立つ可能性もあり、空家等の対応とあわせて非常に大切なことではないでしょうか。そうであれば、実態調査から地元の精通業界と連携していくことがデータベース整備後の対策計画にも、利活用を含めた対応が即座にできるのではないかと考えますけれども、どう思われますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

現時点で、先ほどご答弁申し上げましたように、今議会に、まずは実態調査を行う経費をご提案させていただいております。これがご議決いただいて、調査に入って、データベース化を図ることになります。その上で、それをもとに今後さまざまな、先ほど言われました立地適正化計画でありますとか、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、いろんな組み立てを考えていくことになると思います。現時点では、そこまで組み立てができておりませんが、そういった組み立てをしていく中で関連業界との協力も視野に入れながら組み立てをしていきたいというふうには、今のところ考えております。現時点では、まだそこまで詳細に組み立てはできておりません。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

先ほど申しましたように、市民の安心安全を守るためにはやはり迅速な対応というのも必要だと思いますので、それから空き家の利活用に関しても、今後の飯塚市の施策の一つにもなってくるのかなというふうになってきますので、ぜひどこと連携してやっていくのがいいのか、どうやってやっていくのがいいのかというのも今後のデータベース作成に当たって、そのあたりも一緒に考えていただきながら、飯塚市にとってこのデータベースがより良きものになるように、できるように願ひまして、要望とさせていただきます。

最後に、自然災害や火災等の未然防止対策についてお伺いしたいと思います。1月の記録的寒波に伴った、九州の広範囲で発生した断水は空き家での発見のおくれも一つの要因であり、空き家の漏水の把握のおくれという問題も浮上しました。温暖な九州では、平時には気づかない盲点の一つであるとは思いますが、これを教訓として今後の本市における空き家の漏水対策を講じなければならないと考えます。

まずは、本市における空き家の漏水調査はどのようになっていますか。

○議長（鯉川信二）

上下水道局次長。

○上下水道局次長（諫山和敏）

質問者が言われますように、記録的な大寒波で、九州の広範囲において凍結による水道管損傷の影響で断水が発生いたしました。本市では水道本管の損傷はなく、宅内での給水管の損傷が大きな原因であり、ご指摘のとおり空き家での漏水も大きな要因であったと思います。ご指摘の空き家の漏水調査につきましては、検針員による2カ月ごとの検針時に調査を行っております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

ということは漏水調査によってある程度の空き家の状況を、上下水道局としては把握していると考えてよろしいですか。

○議長（鯉川信二）

上下水道局次長。

○上下水道局次長（諫山和敏）

上下水道局では、水道の契約をされている方で、現在中止の世帯を空き家として捉えております。この中止世帯の実態は把握しております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

そうすると、今度のデータベースにも反映することは、その分に関しては可能ということですね。

それでは次に、空き家は人が住んでいる家に比べて老朽化した管が多く、破損しやすい状態に

あるのではないかと指摘があります。本市の見解をお伺いいたします。

○議長（鯉川信二）

上下水道局次長。

○上下水道局次長（諫山和敏）

質問者が言われますとおり、長い間、人が住まわれていない住宅の給水管は、乾燥によるひび割れや鋼管等の腐食による老朽化により損傷しやすい状態であると思われま

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

今回の空き家の漏水の原因は老朽化した水道管から原因だったのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

上下水道局次長。

○上下水道局次長（諫山和敏）

今回の漏水の原因は、宅内の露出管や地表に面している水道メーター周りの水道管が凍結により損傷し、漏水が発生したものであります。その損傷を引き起こす要因の一つとして、管の老朽化ということも考えられます。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

寒冷地では、給水管は屋内や地中を通すのが一般的で、凍結に伴う破損はほとんどないということですが、九州ではこうした経費のかかるハード面の備えは現実的ではないのかなと思いますし、ソフト面を充実させたほうが合理的だとの見解もあります。ソフト面を充実させるときに適正な管理が行われていない空家等ではどのような対策があるとお考えですか。

○議長（鯉川信二）

上下水道局次長。

○上下水道局次長（諫山和敏）

給水管の凍結防止のためには、屋外の給水管に対しまして、保温チューブによる保温及びメーター周りを保温する方法等があります。空き家の対策といたしましては、契約中止家屋の検針時の状況確認や、長期未使用の場合は元栓の閉栓を徹底するとともに、水道メーターの撤去を実施してまいりたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

適切な管理が行われていない空家等における、今ご答弁いただきました漏水に関する事、それから漏電、放火による火災の危険性を危惧されている市民も実際多数いらっしゃいます。本市では適切な管理が行われていない空家等について、防災上どのような対策や関係機関との連携をとっていらっしゃいますか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

空家等につきましては、まずは漏水の関係でございますが、上水道の開栓・閉栓状況について上下水道局と連携を図り、所有者等を調査しまして、所有者等に適正管理のお願いをしているところです。

九電や消防署との連携につきましては、特別措置法の第10条第3項において、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関して必要な情報の提供を求める

ことができるという旨の規定がございますので、漏電、放火についても、こういう機関と適宜連携をとって対応したいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

9番 兼本芳雄議員。

○9番（兼本芳雄）

今回の1月の寒波のときには、空き家からの漏水もありました。自治会長さんたちが、他人の家なので勝手に入るわけにいかないと、それから漏電なんかに関しましても、ずっとここ空き家なのだけれども電気が通っていて危険であると、だけでもやはり他人様の敷地内に入るということはできないと、どうやってそういった場合に対応していけばいいのかというような心配されている自治会長さんたちもいらっしゃいます。ぜひ関連機関と協力していただきまして、行政でできることは協力して、市民の皆さんに協力していただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それともう一つ、福岡市では漏水調査に着手した結果、空き家の5%で漏水が確認され、空き家以外の漏水件数は0.4%程度だったそうです。福岡市でも空き家は人が住んでいる家に比べて老朽化した管が多く破損しやすい状況にあるという見解が出ております。このような結果から、空き家の漏水対策が本市以外の自治体でも行われていくのではないだろうかというふうに考えております。また、空き家の漏電などは、木造住宅の密集地の住民は本当に危惧しております。防災上の安全のためにも、適切な対応をしていただくことを要望しまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（鯉川信二）

引き続きまして、17番 秀村長利議員に発言を許します。17番 秀村長利議員。

○17番（秀村長利）

本日は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律についてお尋ねをいたします。

まず、障害者差別解消法、正式に言うところ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」でございますが、本年4月1日に施行されることを踏まえて、本市の取り組みについて、障害者差別解消法ができるまでの経緯は、2006年、平成18年12月に国連総会において障害者権利条約が採択をされ、我が国は翌年9月に同条約に署名をしたところでございます。この条約の締結に必要な国内法整備のため、平成21年12月に、内閣に障害者制度改革推進本部が設置され、さらに障がい者当事者、学識経験者等からなる障害者制度改革推進会議で14回にわたり論議が行われ、さらに差別禁止部会、政策委員会で検討がされ、平成24年9月に障害を理由とする差別の禁止に関する法制についての意見書ができ、翌平成25年4月に閣議決定、国会提出となり、同年6月に原案のまま障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が公布されたところでございます。

このように長い期間を経てできた障害者差別解消法が、本年4月1日から施行されるわけですが、本市としてはどのような取り組みを進めていくのかを、まずお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

法の趣旨を十分に認識して、重要施策の一つとして、障がいを理由とする差別の解消に取り組んでまいります。そのために、職員対応要領及び対応の手引きを策定し、職員が障がいや障がいの理解を深めるよう職員研修を行うとともに、市民への周知・啓発活動等に取り組んでまいります。

○議長（鯉川信二）

17番 秀村長利議員。

○17番（秀村長利）

それでは、障害者差別解消法は平成25年6月に公布されましたが、平成26年3月に策定された第3期障がい者計画では、この差別解消法をどのように受け止めて、策定をされたのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

第2期計画を継承しながら、改正障害者基本法及び障害者差別解消法の目的を十分に認識し、「社会的障壁を除去するための必要かつ合理的配慮」を行う視点を持って第3期障がい者計画を策定したところであります。

○議長（鯉川信二）

17番 秀村長利議員。

○17番（秀村長利）

障がいを理由とする差別解消のための措置として、社会的障壁を取り除くために、必要で合理的な配慮を行われることが求められていますが、本市では今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

合理的な配慮につきましては、障がいの特性や具体的場面、状況に応じて、多様であり、また個別性が高いことから、それぞれ対応は異なりますから、事務又は事業の目的、内容及び機能の本質的な変更とならないように代替措置の選択を含め、障がいのある方との対話による相互理解を深めて柔軟に対応するように取り組んでまいります。

○議長（鯉川信二）

17番 秀村長利議員。

○17番（秀村長利）

昨年でしたかね、厚生委員会で手話言語条例の先進地である石狩市をお伺いしたところですが、石狩市では耳が聞こえない、聞こえづらい人が物事を考え、会話するときを使う言語として生まれてきた手話を、言語として認知する手話基本条例を平成25年に制定され、すべての市民が手話をできるようにと取り組んでおられ、対応された方も当然手話でごあいさつをされました。条例の制定は、手話を使用する市民が、言語である手話を使って心豊かに暮らすという、人が生きていくうえで欠かすことのできない言語である手話に対する理解の広がりを目指した地域社会の実現であり、地域からの思いを込めた取り組みにしたいと考えているとのことでした。近い将来、手話は言語ということが市民に当たり前に受けとめられ、そのことを社会全体で享受されている、本当の意味での共生社会が訪れていることを心から願っていますとも述べられておられました。

聴覚障がいのある方への合理的配慮の一つに、筆談などがありますが、やはり手話は重要と考えます。筆談ですと、やはり文法の問題もあるのかもしれませんが、意思疎通がなかなかとりにくい場面があるらしいんです、直接お話を伺ったところ。

そこで、本市では手話のできる職員を窓口配置されておられますか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

聴覚障がいのある方が来庁された際の合理的配慮の一つとして、確かに筆談もありますが、ご質問のとおり、より意思疎通を図る対応が必要なことから、現在、社会・障がい者福祉課に手話での対応ができる嘱託職員1名を配置し、各種申請や相談に応じているところであります。

○議長（鯉川信二）

17番 秀村長利議員。

○17番（秀村長利）

嘱託職員の方が1名配置されているということですが、1人だけだとやはり無理があるんですね、限界が。まして本庁だけですので。もっともっと若い方、若い職員の方に手話を勉強していただいて、どこの課に行っても1人はおられるような体制をとっていただきたいと思っておりますが、本庁に嘱託職員1名を配置しているとのことですが、障害者差別解消法の本旨に基づいて、本庁だけでなく、支所を含めた公共施設に、合理的配慮として手話のできる職員を配置すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

ご指摘のとおり各支所において手話通訳専任の職員は配置しておりませんが、本市では職員研修の一環として、毎年、市職員に対して手話研修を実施して手話の習得を推進しております。今後は、この手話研修を受けた職員が日常業務で手話での対応ができる仕組みづくりが必要と考えておりますことから、研修のあり方について関係各課と協議をしていきたいと考えております。

また、市内の公共施設においては、それぞれの管理者に対して関係職員を手話研修に派遣参加されるよう案内し、受講を促しております。

○議長（鯉川信二）

17番 秀村長利議員。

○17番（秀村長利）

次に職員の対応について、人事管理のこともあるので、福祉部だけの対応は難しいと思いますが、職員の対応についてお尋ねいたします。障害者差別解消法が市役所で横断的な対応となるような仕組みをつくっておられるか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

先ほども答弁しました中で、職員対応要領及び対応の手引きを定めるにあたって、社会・障がい者福祉課を所管として庁内11課で構成する検討会議を設けて取り組んできたところであります。今後もこのような横断的な対応を生かしながら、職員の対応についての検証をする取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

17番 秀村長利議員。

○17番（秀村長利）

はい、わかりました。

次に、政府は、政府全体の指針を示すとともに、福祉事業者、医療事業、衛生事業など、すべての事業者が差別解消法に対応するようにガイドラインを示しているところです。また、福岡県も今年1月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定していますが、本市での職員対応要領の取り組みはどのようになっていますか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

職員対応要領は、年度当初から検討を行い、趣旨や定義をはじめ全7条で構成された要領を定めております。不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮については、具体例を示しながら職員及び市は、障がい者の権利、利益を侵害してはならない旨を規定しております。

また、社会的障壁の除去の実施については、代替措置の選択を含めて対応すること、障がい

応じた合理的配慮の考え方及びポイント、事例についての対応を示した職員向けの対応の手引きを作成することとしております。

この職員対応要領及び対応の手引きを作成するにあたっては、本市の附属機関であります障がい者施策推進協議会や市内の障がい者当事者団体からご意見をいただき、その後意見を反映したものを策定したところであります。

○議長（鯉川信二）

17番 秀村長利議員。

○17番（秀村長利）

障害者差別解消法では、国の行政機関や地方公共団体は、障がい者への合理的配慮は法的義務を課せられていますが、民間事業は努力義務となっております。努力義務と言っても合理的配慮を行うように努めてもらうよう民間事業者への協力を求める必要がありますが、この辺はどのように取り組んでおられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

民間事業者への周知等につきましては、国の各所管庁が行うこととなっておりますが、本市といたしましても、市民への講演会や研修会をとおして障害者差別解消法の周知、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

17番 秀村長利議員。

○17番（秀村長利）

なお一層の周知、啓発をよろしく願いいたします。

次に、差別解消のための支援措置として、障がい者やその家族などから、障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じる体制を整備することとされておりますが、本市ではどのような相談体制を考えておられるのでしょうか。また、差別解消法第17条に、障害者差別解消支援地域協議会を組織できるとあるが、本市ではどのように考えているのかを、あわせてお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

相談体制の整備につきましては、障害者差別解消法の推進に関する重要事項とされております。相談窓口は社会・障がい者福祉課としており、相談に対応する職員の業務の明確化・専門性の向上を図る相談体制を整備していきたいと考えております。

次に、法第17条の障害者差別解消支援地域協議会につきましては、新たに機関を設けることなく既存の機関等の活用・充実を図ることができるとされていることから、市の附属機関である飯塚市障がい者施策推進協議会を活用し、必要に応じて有識者の専門職にも参画していただくなど、協議会の体制の充実を図りたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

17番 秀村長利議員。

○17番（秀村長利）

では、障がい者への差別解消は行政だけでなく、民間事業者や市民に広く理解を求めることが必要だと考えております。そのために積極的に周知、啓発を行い、障がいを持つ人が、人としての尊厳が尊重される、差別解消となるよう取り組んでいただくようお願いいたします。そしてまた、いま囑託でおられる方、この方が本当に聴覚障がいの方々からの信頼がものすごく厚いんですよ。ものすごく信頼されていて、ただ囑託という身分上いろいろ制限があります。こういった

方をどんどん若い人の中からふやしていただきたいと思います。担当課の若い方も手話を一所懸命勉強されて頑張っておられますので、市長のほうでも、その辺どうぞよろしくお願ひいたします。なお一層の啓発をよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前 10 時 48 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○副議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。

11 番 守光博正議員に発言を許します。11 番 守光博正議員。

○11 番（守光博正）

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は自主財源確保についてお聞きしたいと思ひます。

はじめに現状についてですが、本市の自主財源の状況についてお尋ねします。自主財源の種別、金額及びその推移はどうなっているのか、お答えください。

○副議長（松延隆俊）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

本市の自主財源についてのご質問でございますが、自前で収入することができる財源を自主財源と言っております。自主財源といたしましては、地方税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金及び諸収入がございます

本市の平成 26 年度決算における自主財源は 202 億 312 万 7 千円で、歳入総額に占める割合、いわゆる自主財源比率は 29.2% となっております。5 カ年の推移では、22 年度 31.1%、23 年度 31.0%、24 年度 29.6%、25 年度 29.4%、26 年度 29.2% と 30% 前後で推移をいたしております。

なお、類似団体におきましては、平成 25 年度の自主財源比率は平均 50.7% となっておりますことから、本市の自主財源力は低い状況にあると考えております。

○副議長（松延隆俊）

11 番 守光博正議員。

○11 番（守光博正）

今のご答弁ですと、県内の 26 市の平均よりも大きく下回っていますし、本市と人口や産業の構造が類似している類似団体と比較しても、かなり低いと言わざるを得ません。地方創生がうたわれて、本市でも総合戦略を策定しているところですが、東京への一極集中がこのまま続ければ、2040 年までに全自治体の約半数が消滅可能性都市となるとの日本創生会議でも言われております。飯塚市は、今現在は消滅可能性都市の中には入っておりませんが、これだけ少子高齢化が進み、社会保障に係る財源が増幅する中で、今後は国からの財源に今以上の期待ができなくなる中、どうやって自主財源を確保するのか。今までにない新しい発想が必要だと私は考えます。そこで、幾つか確認も含めて提案もし、お聞きしたいと思ひます。きのうまでの代表質問で質疑等があったので、途中で重複するところがあると思ひますけども、よろしくお願ひいたします。

まず 1 つ目は、自主財源確保には市外からの定住人口をふやすことが重要であると誰もが考えるところではありますが、それには雇用機会を広く広げ、多くの人が仕事に就くことができる環境

を整えること。特に若年者の就業を促すことは、先を見据えた定住政策として必要なことではないかと考えます。そこで、若年者の能力向上、就職促進を目的に、職場体験や職業紹介等、雇用に関連したサービスを提供する支援施設であるジョブカフェを本市にも設置すべきではないかと考えますが、どうでしょうか。また、その他の雇用支援に関してはさまざまな施策を講じているかと思いますが、今現在、飯塚市が行っている支援策についてお答えください。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

雇用情勢を改善するには、雇用機会の拡大を図ることはもちろん、企業からの求人と求職者をつなぎ、雇用につなげる「マッチング」を強化することが重要であると考えております。そこで、企業とさまざまな世代、状況の違う求職者双方のニーズを踏まえた職業紹介や職業能力訓練を充実させることによりまして、若年者や離職者あるいは高齢者などに、就職活動を総合的に支援しているところでございます。

具体例で申し上げますと、質問議員が言われました「ジョブカフェ」にあたるものとして、飯塚市におきましては、原則30代までの若者を対象に、就職相談から各種研修への参加、職業紹介から就職活動支援、就職後の相談までを一貫して行います「ワンストップサービスセンターe-ZUKA」を吉原町のあいタウン2階の市民交流プラザ内に設置いたしております。また、同じあいタウン3階には、ニートなどの職業的自立支援を行います「筑豊若者サポートステーション」を設置し、若年層の就業支援を行っております。更に、昨年6月に本町商店街に常設されました「70歳現役応援センター」では、70歳まで働ける企業の開拓や高齢者の就業や社会参加、活躍の場を提案するなどの支援を行っております。ちなみにこれはジョブサロンと呼ばれるものでございます。

次に、「ハローワーク」や短期間の職業訓練を行う公共職業能力開発施設でございます「ポリテクセンター飯塚」など、国・県・関係団体とも連携しながら、さまざまな世代への就職支援を行っているところでございます。

次に、企業や大学などとの連携による雇用促進施策といたしまして、3点ほど主な取り組みを行っております。

1点目は、筑豊地域の4大学・企業・行政・産業支援機関が連携いたしまして、「企業見学会及びインターンシップ」を実施しております。平成26年度の実績といたしましては、企業見学会参加者数65名、インターンシップ参加者数46名となっております。

2点目は、本年度で第8回目となりますが、飯塚地域の企業と大学生をはじめとする求職者が出会い・マッチングするための合同会社説明会を実施いたしております。本年度につきましては、企業の魅力を紹介する広報誌を作成し、広く周知を行ったことによりまして、企業及び求職者等の参加数とともに過去最高となり、企業等が36社、学生等が136名の方々に参加していただいております。説明会開催後も、企業と学生をつなぐフォローアップを継続して行いまして、内定者の増加に取り組んでいるところでございます。

次に3点目といたしまして、企業が、工場等を新設又は増改築を行った場合、新規に5人以上を雇用した企業には、6人目から雇用者数に応じて補助金を交付する企業立地促進補助金制度により雇用促進を図っているところでございます。本年度におきましては、この補助金の活用により新規雇用者数が70名となっております。

そのほか、雇用促進に向けた取り組みといたしましては、市内大学生を対象といたしまして、主に筑豊地域の企業を訪問し、企業の魅力を伝えることにより市内企業への雇用を促進することを目的といたしました「学生のためのビジネスワークショップ」を年6回開催いたしております。また、市内企業の若年雇用者を対象に、同世代の就労者が交流することにより、早期離職を防止することを目的といたしました「飯塚若手社員交流会」を2回開催いたしました。

○副議長（松延隆俊）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

ありがとうございます。これまでも飯塚市としてさまざまな就職支援策を行っていることは理解いたしました。私が調べたところによりますと、平成27年12月の有効求人倍率は1.01。また、平成27年4月0.79から大幅に改善し、1を超えております。平成21年4月の有効求人倍率は0.4であり、平成21年度から1を超えたことはなく、雇用状況は数字から見ると改善しているように思います。ただ、全国では1.15倍、福岡県は1.04倍、近隣の北九州市は1.13倍だとお聞きしました。私の周りでは仕事がないという若者の話をよく聞きますし、相談も受けます。部長が言われるように、企業からの求人と求職者をつなぎ、雇用につなげるマッチングを強化することが重要であるということは同意できますが、成果としてはまだまだ不十分ではないかと考えます。市単独では、求職者への最適なサービスは提供しづらいところが多々あるのではないかと思います。国、県、関係団体とは連携しているということですが、どのような形で連携しているのか、お尋ねします。また、今後新たな取り組み等があればお答えください。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

先ほど答弁いたしましたハローワークとは嘉飯山地区就職問題連絡協議会におきまして、また筑豊若者サポートセンターとは飯塚圏域若者自立支援機関連絡協議会におきまして、定期的な会議の開催により、各種情報交換を行っており、また必要な際は担当者同士で連絡を取り合うなど情報共有できる体制を、現在、実施しております。質問議員が言われますとおり、関係団体との連携は就職希望者を適した就職先等へ導くうえで最も重要であると認識しておりますので、これからもさらに関係団体との関係を密にしていきたいと思いますと考えているところでございます。

また、新たな取り組みといたしましては、地方創生交付金を活用いたしまして、現在、本市の創業希望者のための施設でございますトライバレーセンターの新たな活用策を検討いたしているところでございます。現在のトライバレーセンターにつきましては、主に事務所としての部屋貸しを行い、外部と閉ざされた施設運営を行っておりますが、単なる部屋貸しだけではなく、市内の企業、大学、行政関係者、学生やNPOなど、さまざまな活動をしている方など、性別、年齢に関係なく人々が交流することにより、創業や新規事業、企業連携による新たなビジネスや雇用などが創出される開かれた場になるように活用できないかということで、ワークショップなどを開催し、市民の皆様のご意見をお伺いしているところでございます。そのような意見を伺いまして参考とし、新年度以降、このトライバレーセンターの活用について、新たな方向を検討してまいりたいと考えております。また、中小企業など競争力を向上させることが雇用創出に結びつくものと考えておりますので、国、県などと連携を強め、中小企業等の競争力の向上、雇用促進などに鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

若者を含む大学生を対象にして企業とのマッチングに努力しておられるのはとてもすばらしいことで、私自身もできる限り応援をしたいと思っておりますし、賛同もします。そのうえでお願いしたいのが、ことしの夏に予定されています参議院選挙から18歳の高校生にも選挙権が与えられ、国に対しても市に対しても意思表示が今後是可以ようになります。そこで、今後は市民の皆さんのご意見を参考にされるということなので、企業とのマッチングに、今までは大学生以上でしたけれども、高校生も入れていただければと思います。北九州市では高校生就職応援マガジン、S

ODA、ソーダの配布や、中学生、高校生、大学生、保護者、教員を対象にした地元企業見学バスツアーを実施されているようです。ぜひ飯塚市でも取り入れていただけたらと考えます。そして、今後とも関係団体との連携を密にし、情報の共有を図りながら、さらなる就労人口の増加に努めていただくことを強く要望しておきます。

次に、観光施策についてお伺いしたいと思います。これまで私自身ゆるキャラについてさまざま質問をしていますが、自主財源確保に一役買ってくれるのではないかと私は考えております。この件については、平成27年6月議会の一般質問についてお尋ねしましたが、その後どのように考えておられるのか、ぜひ市のさまざまなPR活動に活用できるようなゆるキャラを、民間も含めて公募、あるいは市独自でつくっていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

質問議員言われます、一昨年から提案いただいておりますけれども、いま具体的な動きには至っておりません。御承知のとおり飯塚市では、市の図書館でボタ山をモチーフにいたしました「ぼたぼん」というマスコットキャラクターをつくりまして、手づくりのぼたぼんグッズを作成し、親しみのある図書館づくりに努めているところでございます。また、市の活性化に取り組んでおられます株式会社まちづくり飯塚におきまして「いいぞう君」を考案されまして、地域活性化や商店街のイベントなどに活用されております。近隣の自治体の状況としましては、観光協会や商工会が作成したものがございます。経済効果、観光客の増加といった地域活性化につながるよう、本市に合った効果的なPRを考える中で、ゆるキャラというのも一つの手段と考えております。その必要性、費用対効果を考慮しながら、まだ現状具体的に動きはございませんけれども、今後の検討課題というふうにさせていただきたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

この件に関しては、もう先ほども言いましたけれども、3回目、4回目ぐらいの質問となりますが、その経済効果について、またメリット、デメリット等の、県内の状況も含めまして、今、市が把握されている範囲で教えていただければと思います。また、経済効果や費用対効果等を、これまでに市として検討されたのか、お答えください。

○副議長（松延隆俊）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

経済効果でございます。公式な発表ではございませんが、例示として西銀が発表した熊本県PRキャラクターくまモン、これに関するデータによりますと、数字として2011年1月から2013年の10月、2年間におきます経済波及効果として1244億円という数字が出ております。また、帝国データバンクの調査によりますところ、栃木県佐野市のキャラクターの事例で2011年の2月から2014年の10月、2年9カ月間におけます経済波及効果が592億円という数字が出ておるものがございます。

2つ目に、県内の状況ということでございますけれども、嘉麻市のかまししちゃん、田川市のたがたん、そのほかに県内で岡垣町、北九州市の門司区、筑後市、中間市、久留米市などがございまして、調査をいたしておりますけれども、把握の方法が難しく、公式に経済波及効果を発表しているものは確認できておりません。いま言いますとおりヒットすれば一定の効果が出るものとは思われますが、一方で、日本全国のご当地キャラ検索サイト、こういうサイトによりますと、全国の登録件数としましては2212件ございまして、各種団体の登録をあわせますと、実際にはそれより多くのゆるキャラの事例があるものと推測いたしておりますけれども、そのうちヒッ

トしますゆるキャラは全体の一部でございまして、その開発につきましても、知名度を上げるために著名なデザイナーに依頼し、デザイン料、広告料、宣伝費の費用が高くなるという課題もございまして、PR効果としては、具体的に積算しておりませんし、推測しかねるのが現状でございましてけれども、今の段階としてはそういった状況でございまして。

○副議長（松延隆俊）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

確かにご答弁のように多くのゆるキャラの中でも全国レベルの人気者になるのは、ごく一部かもしれませんが、何も全国レベルの人気者になるのが目的でもなければ、ましてや知名度を上げるために著名なデザイナーにデザインを依頼する必要もないと、私は考えております。先ほど紹介のありました嘉麻市では、名前とデザインは市民の皆さんに一般公募されていますし、ゆるキャラグランプリ2015年ランキングでは嘉麻市、エントリー数が1727ある中277位、微妙なところでございますけれども、そういうふうなところもあります。ちなみに、2013年から応募されているみたいなのですが、そのときは90位まで入っておりました。また現在、嘉麻市長からゆるキャラ係長に任命され、嘉麻市のPR活動に大きく貢献されて、このかまししちゃんはどうですか、要は飯塚市の顔になっていただくことが私は大事ではないかと思っております。今後も私が議員であり続ける限り、このゆるキャラ実現に向けて質問を続けたいと思っておりますし、ご検討していただきたいと、毎回ですが、強く要望しておきます。

次に、旧伊藤伝右衛門邸では、毎年5月人形展、秋の企画展、飯塚雛の祭りという3つのイベントが大きく開催されており、平成26年度のこれらイベント期間中の入館者数は、NHK連続テレビ小説「花子とアン」の効果もあり、約19万人を記録しているとお聞きしております。先日、公明党市議団4人と公明新聞記者で、この旧伊藤伝右衛門邸に行ってきました。平日にもかかわらず、多くの観光客が来場されておりました。このように多数の観光客が来られている中、旧伊藤伝右衛門邸の駐車場において、市内のさまざまな団体に出店していただくようなイベントを同時に開催すれば、さらなる集客が見込めると考えております。これは、これまでも、さまざまな議員の皆さんからの質問があつておりましたが、市としてはどうお考えか、お答えください。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

いま質問議員が言われましたとおり、昨年度は1年間で約31万5千人、3つの企画展のときには約19万人来場していただいております。特に秋の企画展のピーク時、11月でございまして、伊藤邸の臨時駐車場には、1カ月間で観光バスだけで1196台、1日平均約15台で、最大1日68台の観光バスが駐車いたしております。このような状況の中から個人の車等も満車状態が続きますと、来場者の車が順番待ちで道路に長蛇の列をつくるという状況がございました。本年につきましても、2月、先日ですが、28日の日曜日には、やはり観光バスだけで31台が来ている状況がございまして。このような中、その駐車場で一定のスペースを確保するようになりますと、さらに満車状態が続き、駐車場への順番待ちの車で周辺道路が渋滞することが考えられます。また、歩行者と車の事故など、安全面も危惧されますことから、イベントの開催場所や開催時期について、慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

確かに安全性の確保という部分では厳しいとは思いますが、では、旧伊藤伝右衛門邸付近の河川敷に駐車場があると思っておりますが、その駐車場の使用目的及び何のためにあの場所に駐車場があるのか、また旧伊藤伝右衛門邸の観光のために新たに整備されたのか、教えていただけますでしょうか。

うか。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

旧伊藤伝右衛門邸付近にございます川島橋を挟みまして、上流域と下流域に駐車場がござい
ます。上流域の駐車場につきましては、普通自動車の駐車場でございますが、下流の駐車場につ
きましては、大型バスの駐車も可能でございます。駐車場の使用目的でございますが、旧伊藤伝右
衛門邸に来場される方のみならず、さまざまな要件で訪問された方が利用できる公の駐車場でご
ざいます。整備状況でございますが、平成19年度に上流の普通自動車に駐車できるスペースを、
下流域に大型バスが駐車できるスペースを、また遊歩道や市道へのスロープ等も国土交通省の遠
賀川工事事務所におきまして整備していただいております。しかしながらこれは伊藤伝右衛門邸
への観光のみならず、さまざまな要件で訪問された方が利用できる駐車場としての整備というふ
うになっております。

○副議長（松延隆俊）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

現在、その河川敷駐車場は伊藤伝右衛門邸の駐車場としても使われているのか、お答えくださ
い。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

昨年度につきましては、先ほど質問議員が言われました花子とアンの効果により、多数の観光
客が来られましたことから、河川敷駐車場へのご案内もしておりますが、本年度につきましては、
ほぼ使うこともなく、リサーチパーク内の駐車場に対応できている状況でございます。

○副議長（松延隆俊）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

次に、他市でのそういった河川敷等を利用したイベント等があるのか、市が把握されている範
囲でお答えをお願いします。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

近隣でございますが、直方市で開催されております直方チューリップフェア、直方夏祭り、直
方産業祭りなどがございます。また、中間市のほうでは、筑前中間川祭り、ふるさと遠賀川親子
凧揚げ大会などが開催されておりますが、いずれも河川敷の駐車場を利用しているものではなく、
中之島や駐車場以外のスペースを活用したイベントであるというふう聞いております。

○副議長（松延隆俊）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

確かにご答弁のとおり駐車場以外の場所でイベントを開催されておりますが、旧伊藤伝右衛門
邸付近の河川敷の駐車場は出店場所を工夫すれば河川敷駐車場を活用したイベントが開催でき、
また駐車場周辺の整備をすれば可能ではないかと私は考えております。旧伊藤伝右衛門邸への観
光客を誘客できるのではないかと考えますが、どうでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

質問議員言われますとおり下流側の駐車場についてはかなり広いスペースがございますので、可能であるとは考えております。ただし、来場されたお客様を旧伊藤伝右衛門邸に誘客する場合におきましても、結構な交通量等もございますので、歩行者の安全を十分確保した誘導ルートが必要だと考えております。また、河川敷でございますので、雨天時には河川敷駐車場の利用制限がありますので、開催時期についても十分に考慮する必要があると考えております。いずれにいたしましても、駐車場を活用したイベントを開催する場合には、第一にお客様の安全を十分に確保することが必要であると考えておりますので、関係機関等と協議、調整しながら、開催することについての検討をしたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

確かに安全性の確保というのが一番だと考えております。また雨が降ったときのことも、いろいろ言われておりましたけども、そんなに毎回毎回ですね、毎月毎月、しょっちゅうイベントをするというわけでもありませんし、例えば3月とか、いま雛の祭りがあっていますけども、そういつたときに重ねてやるとか、まずは年1回、そういう部分で、ひとつまず始めてみることも大事ではないかと思えます。他市でも駐車場ではしておりませんが、その周辺とかで現に安全性の確保という部分では、それも十分配慮したうえで、現在、イベント等は行われておりますので、あとはやるか、やらないか。実行するかどうかだと私は考えております。さらに観光客をふやしていくためにも、また、いま本当に飯塚市に光が当たっているこのときを逃さずに、ぜひ開催については今後検討していただきたいと要望いたします。

では次に、観光ルートについてお尋ねしたいと思います。現在、本市には幾つかの観光モデルルートがあり、それはどのようなものか、説明をお願いします。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

現在、本市でPRいたしておりますモデルコースといたしましては、車を使用した3時間、5時間及び7時間コースの3コースと、JRやバスを使用した6時間及び8時間の2コースでございます。これはいずれも歴史資料館や嘉穂劇場、伊藤伝右衛門邸を中心としたものでございます。また、オートレース場等をモデルコースに加えた飯塚新デートコースが2コース、ホルモンやラーメンを中心に作成したグルメコースが2コース、黒田官兵衛ゆかりの地を尋ねるコースなど、合わせて9コースのモデルコースをPRいたしているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

では、今後どのように考えられておられるのか、お答えください。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

今後の新たな観光コースということでお答えしますと、昨年10月から専門的ノウハウを持ちました事業者へ観光客等誘致事業を委託しておりまして、国内旅行者の誘客ももちろんのことながら、インバウンドの誘客、今年度は特に台湾や韓国をターゲットといたしました旅行商品の企画と営業活動、情報発信などの取り組みを積極的に進めておりまして、旧伊藤伝右衛門邸や嘉穂劇場をはじめオートレース場の活用なども含めたインバウンド向けの観光ルートの造成について検討を行っているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

次に、これは昨日までの代表質問で、同僚議員のほうから質問もあっておりました、福岡市にアジアを中心とした外国人観光客が多く来られて、いわゆる爆買いという分があつております。飯塚市は福岡市から約1時間以内で来られるという本当に利便性のあるそういった場所でもありますし、これを本当に活用しない、そこをなんとかですね、呼び込むというというのが今後課題にはなってくると思います。きのうまでの質問で、内容等はお聞きしましたので、要望といたしまして、本当に大事な部分の受け入れ態勢にという部分で、通訳の部分とか、あとは受け入れるための駐車場、また民間、例えば本町商店街とかさまざまな商工関係の方たちとの連携を、これがいつまで続くのかわかりませんので、やはり早い態勢づくりというのが大切ではないかと思っておりますので、そのことは、地元の皆様ともしっかりと協議していただいて、一日も早い受け入れ態勢ができるように、これは要望しておきます。

次に、国内外を問わず飯塚市を訪れたお客様がわかりやすいように、外国語標識を含めた道路標識や案内板を設置すること。また旧伊藤伝右衛門邸などの観光施設の周辺道近く、河川敷等も含めまして、花壇など、見た目ですよね、景観をよくしていくという部分で、来たお客様がやはり気持ちよく帰っていただくおもてなしの心というかですね、それはとても大事なことではないかと思っております。また訪れた方がもう一回来たいなどと言っていただけるようなことが考えられますので、この件に関しては、市としてはどのようにお考えか、お答えください。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

飯塚市の観光を推進いたします経済部といたしましては、いま議員が言われることに対しては大変賛同いたすところでございます。外国語標記を含めました道路標識や案内板の設置と観光施設周辺の環境整備は、リピーターをふやすという意味でも重要であると考えております。国や県、関係団体とも協議、連携しながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

ぜひお願いしたいと思います。飯塚市では現在、花いっぱい運動にも力を入れておられますし、私も地域の花いっぱい運動のボランティアに参加して定期的に草取りとか、さまざまな花植えとかをやっておりますけれども、民間ボランティア団体とも連携をしていただき、いま以上に目で見て景観の美しさを感じられる観光都市を目指していただきたいと思います。昨年の12月議会で、違法掲示板についてはお願いして、ようやくですね、我が地域がきれいにはなったんですけども、今後とも、それがまたならないようにもお願いしたいんですけども、国内はもとよりインバウンドも含めた観光施策に積極的に今後とも取り組んでいただくよう強く要望して、この質問は終わりたいと思っておりますし、また、次のふるさと納税についてですけども、これもさきの代表質問等で、さまざまお聞きして、大体わかりましたので、一点だけ。この制度は、飯塚市の自主財源に直結していると思われませんが、来年度からインターネットによる申し込みやお礼品の拡充等によって、どの程度自主財源が増加するものと見込まれているか、本市がですね、見込まれているのか、お答えください。

○副議長（松延隆俊）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

ふるさと応援寄附金事業におけます自主財源についてでございます。さきの答弁と一部重なり

ますけれども、平成26年度の実績で申し上げますと、ふるさと納税の歳入といたしまして、件数として1577件、金額にしまして2173万1500円、これに対しまして歳出としましては、お礼の品等のふるさと応援寄附金事務経費、合計631万円、なお、これにつきましては、携わりました人件費や市内の在住者の方が他の自治体へ寄附されている税収減というところの換算はいたしておりませんので、つけ加えさせていただきます。その631万円を差し引きますと、1542万1500円となります。これが26年度時点での自主財源ということになります。

昨年12月からインターネットによる寄附を開始しておりますけれども、それに加えて、平成28年度の4月から、新たにクレジット決済の開始を予定しております、お礼品につきましても、魅力ある商品等の品数を大幅にふやしまして、先進地等と同様の運営を実施することといたしております。他市の状況では、寄附額の状況でございますけれども、お礼品の魅力や還元率によりまして変動いたします。本市がいま現在予定しております次年度からの予定でございますけれども、還元率を40%、お礼の品目を50品目程度予定しております、こういった自治体におきましては、インターネットの導入前と導入後の状況を見ますと、約5倍強ほど増加している現状がございます。そのようなことから、これは予算に係ってきますけれども、平成28年度につきましては、5倍プラス希望、目標を含めまして、現在1億5千万円を見込んでおるところでございます。それに対応します歳出でございますけれども、先ほども述べますとおり人件費や市内在住者の方々の他の自治体への寄附金、これを考えませんと、事務経費としましては8606万7千円を計上させていただいています。差し引きますと、6393万円という数字が出てきますので、先ほどの1542万1500円が自主財源の増として6393万3千円というふうな見込みを立てているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

ありがとうございます。先日の人口に関する新聞報道で、福岡市が神戸市を抜いて全国で5位になったとありました。福岡県としては、大変いいことではと思いますが、これは地方の若い世代が結局のところ福岡市という都市圏に集中しているだけで、地方の人口が減っていることに変わりはないと思います。本市においても、人口減に伴って市の主たる財源の税収も当然減少していくわけです。ですから、なおさら、ふるさと納税のような自治体の努力次第で確保できる自主財源を強力に推進していかなければならないと思います。先ほど寄附額は1億5千万円を見込んでいます。また自主財源は6400万ほどだと言われましたが、飯塚市が将来にわたってよりよい市民サービスを継続していくためにも、ぜひとも、さらにですね、今も最大限に努力はされていると思いますけれども、市を挙げて、職員一同一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますが、今までと同じことを、リスクのない安全な取り組みだけをしていても何も変わらないし、ただ、今以上に後退するだけだと私は考えております。現在、NHKで放映されている真田丸は、小さな国の真田家が生き残りをかけてあらゆる手段、あらゆる手を尽くしてですね、そういう場面がいま放映されております。現在、全国ではさきに言いましたけれども、多くの自治体が消滅しないためにですね、生き残りをかけて、いま総合戦略を練っているところであると思います。成功にリスクはつきものだと考えます。失敗を恐れずに新しいチャレンジをする。幾つか提案をさせていただきましたが、ぜひ実施していただきたいと強く思っております。

花子とアン、軍師官兵衛、あさが来たで、今ここ飯塚市は全国に脚光を浴びていると思います。このチャンスに何もしないで、市民の皆さんから今ちょっと流行していますけど、びっくりぽんと言われないようお願いして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午前 11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。

4番 勝田 靖議員に発言を許します。4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

通告に従い、一般質問をいたします。ここ数年、飯塚市内の小中学校の学力向上並びに生徒指導等に関しては一定の成果も見られ、教育委員会の指導もさることながら、各学校の諸般の取り組みが充実していることに対して、非常に喜ばしいことだと評価をしております。そこでさらなる発展向上のために、教育現場で教職員が子どもと向き合える時間を確保するとともに、健康や福祉の増進を図り、一人一人が持っている力を高め、教育現場で思う存分、力を発揮できる環境を整えていく必要があると思います。

そこで、昨年4月に県教育委員会から教職員の超過勤務の縮減に向けた取り組みについての通知が来たと思いますが、どういった通知内容でしたか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ご質問の通知でございますけれども、超過勤務の縮減に向けて方策を話し合い、業務を見直すとともに、学校としての取り組む具体的な内容を決定し、推進を図るといふ県立学校の取り組みを参考に、市町村教育委員会においても超過勤務の縮減に向けた取り組みを推進するように通知があったものでございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

この通知が出されました背景及び狙いは、どういったところにあったのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

昨年の県人事委員会におきまして、任命権者においては、時間外勤務縮減の重要性を認識し、各職場での取り組みを引き続き促進する必要がある。その際、職員一人一人が計画的に業務に取り組むことが重要であり、管理監督者においては、積極的にリーダーシップを発揮し、勤務状況の適切な把握や事前命令、事後確認の徹底等に努めることが強く求められていると報告されており、超過勤務の縮減に向けた取り組みは管理監督職のもと、継続して推進されるべきものであるというような考えが示されております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

また、この教職員の超過勤務の縮減に向けた取り組みについては、実態把握のため超過勤務の縮減に関する取り組み実態調査が実施されたことと思います。そして、その実態調査及び実施状況のとりまとめを県教委に報告していると思います。さらに、超過勤務縮減効果についても提出していると思いますので、簡単で構いませんので、飯塚市内の各学校の取り組み状況及び超過勤務縮減効果をまとめたものを飯塚市教育委員会としてどのように整理したのかをお尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

まず本市の取り組み状況について、お答えをさせていただきます。先ほど、県の通知を受けまして、市立全小中学校におきまして、教職員の超過勤務の縮減に向けた取り組みを推進しておりますが、その具体的な内容といたしましては、月2回の定時退校日の実施、校務分掌の校内組織等の見直し、ICT機器等の活用による業務の効率化、会議時間や回数の見直し、部活動休業日の設定などがございます。また、これらの取り組みによる縮減効果につきましては、半数以上の職員に効果があったと回答した学校が全体の97%でございました。また、教職員の超過勤務の実態についてでございますが、これは福岡県、あと飯塚市の教育委員会でも同様でございますけど、特段の理由により時間外勤務を命じることを除き、超過勤務を報告する制度はございませんので、この点をご了解いただきたいと思います。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

超過勤務縮減効果が97%だったという報告でしたけれども、実際の教育現場を見渡したときに、これは実際の数字とはかけ離れた数値になっているのだと私は思っております。

では次に、日本の学校に勤務する教職員の勤務状況調査が、昨年6月25日に経済協力開発機構の国際教員指導環境調査の結果が公表されています。そこでは日本の中学校教員が世界一多忙であるといった内容を各新聞紙上等で報じておりました。

そこで、飯塚市教育委員会のほうでは飯塚市内の教職員の超過勤務の実態について、どのように把握しているのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

実態の把握ということでございますが、先ほど答弁をさせていただきましたように、特段超過勤務を報告する制度がないというような状況でございます。全体的な傾向といたしましては、国際調査ではございますけれども、その調査結果では、日本の教員の1週間当たりの勤務時間がOECD参加国34カ国ございますけれども、その中で最長であるというようなことが、これは、新聞報道等でも行われておるところでございますが、やはり飯塚市の学校においても勤務の時間については、同様の傾向があるのではないかというふうに認識をいたしております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

教職員には教職調整額制度が導入されている関係で、基本的には時間外勤務を命じることがない。したがって、超過勤務の報告はしていないという答弁ですが、飯塚市の市内の教職員の勤務実態は、私自身の経験から見ても、間違いなく超過勤務という実態がどこの学校にもあると思っております。

そこで、私の手元にあります、飯塚、嘉麻、桂川の2市1町の教職員組合の勤務実態調査でも、超過勤務実態が明らかになっています。超過勤務内容としては、小中学校ともに教材研究及び授業準備に要する割合が全体の4割以上を占め、次に学級、学年事務としての業務が2割ないし3割、合わせて6割以上の教職員が超過勤務業務としての実態があるという報告を受けております。また、1日の平均超勤時間が、小中ともに90分前後だと言われております。しかし、これとは別に、在宅業務として個人差はあるかもしれませんが、平均して1時間程度は勤務しているとの報告もあります。確かに、国立及び公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措

置法によって超過勤務禁止の原則が働くとは思いますが、実際にはほとんどの学校で夜遅くまで授業の準備や、その他の取り組み等で超過勤務をしているというこの現状を見過ごしてはいけないと思います。

そこで教職員の超過勤務縮減に向けた取り組みについて、改めて本市教育委員会の考えについてお伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

先ほどもご説明をいたしましたけれども、県教育委員会から本年度新たに時間外勤務の縮減について継続した取り組みの推進に努めるよう通知が出されたところでございます。これまでも増して教職員の超過勤務縮減の重要性を認識いたしまして、県通知に示されております取り組みを推進すべく、各学校での取り組みを引き続き促進してまいりたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

では、確認ですが、超過勤務縮減に向けて、県通知に示されている取り組みを推進し、各学校での取り組みを引き続き促進していくということによろしいでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

はい、そのとおりでございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

わかりました。では次に、平成8年11月に、月2回の「定時退校制度の実施について」という通知が出されたと思います。その通知を受けて、全国各地の小中学校で月2回の定時退校日を設定し、実施してきたと思います。

そこで現在、飯塚市内の小中学校において定時退校日の実施状況がどうなっているのか、お尋ねします。また、あわせて教職員には年間に定められた日数の年次休暇が保障されていると思いますが、年次休暇の取得率はどうなっていますか、よろしくお願ひします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

2点ご質問ございました、定時退校日の取り組みでございますが、これは現在全学校で取り組みが行われているというふうに認識をしております。

また、次に、年次休暇の取得状況でございますけれども、平成27年1月から12月の1年間の平均日数でございますが、約10日ございました。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

実際に、平成27年4月に県教育長から県立学校長宛に出された通知の中では、約1割の学校で半数の教員が定時退校できていないという実態が報告されておりました。また、その他の学校においても8割以上の教員が、定時退校できている学校は3割弱にとどまっているという結果が示されておりました。

先ほど答弁にありました、教職員には1971年の給特法により超過勤務禁止の原則で教職員

に超過勤務はない。したがって、超過勤務手当の支払いの否定で、超過勤務はないのだから超過勤務手当は支払わない。だから、その代わりとして教職員の勤務の特殊性に照らした調整給の支払いということで、時間に関係なく、超過勤務しようがしまいが4%を支払うという3本柱が成り立っていると思うわけです。しかし、現状はどうでしょうか。超過勤務禁止の原則は全く形骸化していますし、一方では、超過勤務手当の支払い否定で、当局は超過勤務時間を把握する必要はないということになります。たった4%の教職調整額で無制限な労働を強いられております教職員が、実際現場にたくさん存在するということになります。これが、仮に一般企業の残業として計算したら、とてつもない残業手当の支払いが生じ、会社経営はすぐに倒産になるかもしれません。今ではマスコミ関係等の報道では、教職という職業がブラック企業の部類に属するといった報道までがなされている実態です。これだけ児童生徒の個別のニーズが多様化し、教員に求められる役割が拡大するとともに、教員の勤務時間が超勤であるという実態からして、どういったことが求められるかを考えていかねばならないと思うわけです。確かに、各学校の地域性や特殊性があり、非常に難しいかと思いますが、チーム学校の実現のためにも、教員を中心に多様な専門性を持つスタッフを学校に配置したり、学校の教育力、組織力を向上させることが一番だと思います。

教職員や、さまざまな専門スタッフがチームとして適切に役割分担をし、教員は、授業など、子どもへの指導に専念できる教育環境づくりが必要だと思うわけですが、教育長、お考えをお聞かせください。

○副議長（松延隆俊）

教育長。

○教育長（片峯 誠）

まずは、教職員の超過勤務についてであります。御承知のとおり子どもたちが学校から帰る時間が、小学校の高学年から中学生にかけては4時半前後でございます。勤務が終わるのが5時、学校によって若干異なりますが、5時前後です。子どもたちが帰った後に、教材の準備や子どもたちの評価について、先生方、準備作業をなさいますので、どうしても物理的にその後、学校にお残りいただくか、自宅に持ち帰って業務の延長をなさっているということは、私も重々承知しておりますし、そのご努力を思い起こしますと、頭が下がる思いでございます。

今、質問者おっしゃっていますとおり、教職員の健康を保持、そして、加えては、特に中学校における部活動生徒の健康保持をあわせて考えますと、先ほどお尋ねになりました定時退校日の設定の2日については、厳守するよう私も指導すべきだと思いますし、なおさらのこと、学校現場の実態では、そのような日にちを毎月学校行事という一覧表を提出させますので、必ず学校によっては2日間設定されている。しかしながら、現実問題としては、お残りになっている先生方が多数いらっしゃる。

福岡県は、実は次年度からこれを、毎週1回というようにする方針を先日の教育長会の中で示されました。飯塚市においても毎週1回の定時退校日、そして、その決定を先ほど申しました2点、教職員の健康保持、子どもたちの健康保持の点から徹底させていきたいと思っている次第でございます。

それから、ご自身の考えとして述べられました、チーム学校における学校の職員の構成については、私、全く同意見でございます。2月18日に、財務省の主計官と文科省の審議官が飯塚のほうにお見えになりましたときにも、今質問者がおっしゃいましたようなことを私も国のほうに提言をいたしました。先生がなすべきこと、そして、地域、もしくは専門家がなすべきこと、そのような構成になるよう職員の配置をぜひお願いしたいという旨を伝えたところでございます。そのような働きかけを、今後とも県や国のほうにも教育長会等を通して働きかけをしていきたいと思っております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番(勝田 靖)

教育長の思いは十分わかりましたので、ぜひそういう形で推進していただくようお願いいたします。また、定時退校日に関しても、今まで月2回の定時退校日がそれでも不十分な上、それが週に1回になってくると、もっと現場では違う意味でのまた弊害が起きてくるかなという気もします。ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、教職員が安心して安全に働くことができる教育環境充実こそ、飯塚市の子どもたちの学力、体力向上につながると考えます。またそのことが、将来の飯塚市を担う市民となる子どもの育成に結びつくとも考えます。そのためには、学校現場が抱えるさまざまな教育課題等に直接対応・指導・解決を図る教職員の健康や安全のための環境づくり、これは欠かせないと思ひております。

そこで、現在各学校には労働安全衛生委員会なる校務分掌の位置付けはないと思ひますが、この労働安全衛生委員会の法的な位置付け、業務内容、役割等についてお尋ねします。

○副議長(松延隆俊)

教育部長。

○教育部長(瓜生 守)

今、ご質問の安全衛生委員会でございますが、法的根拠といたしましては、労働安全衛生法という法律がございます、ここに規定が置かれております。その役目と申しましうか、これは労働者の意見を事業者の行ふ安全衛生に関する措置に反映をさせる、そのような組織というふう認識をいたしてあります。

また、今、ご質問の学校現場におきましてでございますが、これはそもそも安全委員会と衛生委員会と、2つの委員会ございまして、特に安全委員会が設置を義務付けられております職種につきましては限定がされております。一例を申し上げますと、例えば建設業であるとか、電気業、運送業、このような業種につきましては、安全委員会の設置というのが義務付けられております。それ以外の業種につきましては、衛生委員会の設置が義務付けられておまして、したがいまして、学校につきましては、この衛生委員会の設置というものが義務付けられている状況でございますが、ただ、この点につきましても、そこそこの事業所規模で変わってまいりまして、衛生委員会の設置については事業所としての抱える職員数、従業員数が50人以上の事業所に限られます。

50人以下の事業所につきましては、衛生推進者の設置というものが義務付けられておまして、現在の飯塚市内の小学校、中学校全てでございますけれども、教職員数につきましては、50人以下ということございまして、したがいまして、この衛生委員会の設置についても義務付けられていない状況にございまして、ただ衛生推進者は、設置するように求められているものでございます。

○副議長(松延隆俊)

4番 勝田 靖議員。

○4番(勝田 靖)

今、言われました飯塚市内に教職員が50人以上存在する学校はありませんけれど、50人以下の教職員の学校では衛生推進者というのが、これ義務付けられておますが、この衛生推進者の選任が実施されているというのは、その選任状況はどうなっていますか。

○副議長(松延隆俊)

教育部長。

○教育部長(瓜生 守)

選任状況についてのご質問でございますが、この衛生推進者そのものが、実を申しますと、これは講習によりまして資格を得るような仕組みに、一般的にはなっております。受講期間とし

しては、衛生推進者としては1日間研修を受けていただいて、その研修を修了した人には付与されるものでございます。しかしながら、学校現場におきましては、この衛生推進者より上位の、先ほど申しました50人以上の事業所につきましては、衛生管理者という有資格者、これは国家資格でございますが、置く必要がございます。この衛生管理者と同等の資格を持つ者が学校現場におきましては、保健体育の教諭、そして養護教諭、これが衛生管理者と同等の資格を持ちます。そういうことからいたしまして、衛生推進者よりも上位の衛生管理者の資格を持つ者が、この各学校には在籍しておりますので、飯塚におきましては、主に養護教諭が選任されているような状況でございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

では、その衛生推進者の業務内容はどうなっていますか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

市内小中学校におけます衛生推進者は、職員の健康の保持増進、安全衛生教育、労働災害防止のための対策や校舎施設の安全点検を行っております。特に教職員の健康に関する啓発につきましては、月2回の定時退校日を確実に設定し、定時に勤務をするよう声かけを行う。年次休暇の有効な活用の促進、教職員との面談の実施及び改善など超過勤務の縮減に向けての取り組みを行っている状況でございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

この超過勤務縮減に向けての取り組みは、各学校の実情に合わせた実効性のある取り組みを、やはり校長が中心となり、教職員に対してその趣旨や内容の周知徹底を図り、推進していくことが一番かもしれません。そのためには、学校現場における業務改善と言いますか、学校現場の業務負担軽減に向けて教育委員会としての実態把握等を実施して、その後の改善策に取り組んでいくことも大切なことだと考えております。どうか教育委員会としてもフットワークを軽くし、学校現場にどしどし足を運んで、教育現場と一体となった各種の取り組みを進めていただくことを強くお願いして、この質問は終わりたいと思います。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

次に、障害者差別解消法について質問をいたします。2013年6月に、障害者差別解消法が成立し、本年4月から施行されることになっていますが、この障害者差別解消法の目的と概要についてお尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて、定めることによって、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会の実現につなげることを目的としております。

法律の概要としましては、第1点目に、国の行政機関や、地方公共団体等及び民間事業者による障がいを理由とする差別を禁止すること。第2点目に、差別を解消するための取り組みについ

て、政府全体の方針を示す基本方針を作成すること。第3点目に、行政機関ごと、分野ごとに、障がい理由とする差別の具体的な内容等を示す対応要領や対応指針を作成することとなっております。これによりまして、今後は、国、県、市町村等や民間事業者の不当な差別的な取り扱いと合理的配慮の不提供が禁止されることとなります。また、差別を解消するための支援措置として、相談・紛争解決の体制整備や地域における連携、普及、啓発活動の実施が掲げられているところでもあります。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

私自身、この障害者差別解消法がどういった背景の中から生まれたのかをしっかりと市民の皆さん方に認識してもらうことが一番大切なことではないかと考えております。だれもが差別はいけないと思っていますが、残念ながら差別と思われることは、私たちの周りでは日常茶飯事のように起きています。そして多くの場合、きちんと解決されずに、結果的に障がいのない人との平等な機会などが奪われているのが現状ではないでしょうか。だからこそ、障がいのない人との平等な機会などの保障のためにも、何が差別かをきちんと判断できる物差しとして、差別から守るための法律、つまりこの障害者差別解消法が生まれたのではと私は思っております。そしてこの法律は障がい者を特別扱いする法律ではなく、憲法や人権条約で保障されている権利を、障がい者にも同じように保障するためのものであるということも決して忘れてはいけないと考えております。

では、この法律の対象となる障がい者はどういった方々でしょうか。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

本法において障がい者についての定義ですが、まず身体障がい、知的障がい、精神障がい、あるいは発達障がいなど、心身の機能の障がいがある人で障がいと社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人が対象となっております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

次に、障がいのあるお子さんをお持ちの場合、その保護者が子どもの障がいを理由として、不当な差別的取り扱いを受けた場合などは本法の対象となるのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

ご質問のケースですが、例えば、障がいのあるお子さんを持つ保護者の方が付き添いとして、障がいのあるお子さんとともに、施設を利用しようとしたとき、お子さんの障がいを理由に不当な差別的取り扱いを受けた場合などは対象となります。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

この法律では、差別を解消するための措置として、国や地方公共団体などによる不当な差別の取り扱いと、合理的配慮の不提供が禁止されているようですが、それぞれどのような意味があり、具体的には、どのように例示されていますか。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

不当な差別的取り扱いの禁止については、障がい者を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付したりするような行為を禁止するということです。例えば車いすを利用しているからといって、施設に入れないとか、聴覚や視覚に障がいがあるからといって、施設を利用できないことなどは禁止されることになります。一方、合理的配慮の不提供の禁止とは、障がいのある方にとって日常生活や社会生活を送ることを妨げているさまざまな制度や、慣行などを取り除くための配慮をしないことを禁止するという意味でございます。例えば、聴覚障がいのある方に声だけで話すとか、書類を渡すだけで、内容を説明せず、読み上げないとか、あるいは知的障がいのある方に対してわかりやすく説明しないなどということは、そのような障がいのある方に対して、情報を伝えないことになるため禁止されることになります。また、障がいのある方が困っているときに、その人の障がいの度合いに応じた必要な配慮をしないなどということが禁止をされることになります。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

この不当な差別の取り扱いと合理的配慮をしないことの方針として、当然不当な差別の取り扱いをすることについては、役所においても、民間企業等においてもしてはいけないこと。これは、きょうの午前中に同僚議員の質問にもありましたけれども、合理的な配慮ということについては、これ役所はしてはいけないことなのですが、民間企業においては努力義務になっていますよね。そのところが若干私は理解に苦しんでいるのですが、したがって、障がいがあることで、障がいのない人たちとは違う扱い等を受けて、困った方に対して、その方の障がいにあった必要な工夫や、やり方を私はずひしていただきたいと思っています。そこで、実際に4月からの施行に当たって、障がい者の方々が差別に出会ったとき、まずは差別を解消するための支援措置として、相談業務体制の整備が重要になってくるわけですが、今後どのような相談業務体制で対応していけるのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

相談体制の整備につきましては、社会・障がい者福祉課を相談窓口としまして、庁内の関係各課との間での必要な情報交換や協議、調整などを図り、連携をとりながら、問題や課題の解決に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

本来ならば社会・障がい者福祉課の相談窓口だけで解決できれば一番良いことなのですが、そこで解決できない事案も予想されます。その際には、飯塚市障がい者施策推進協議会が、障がい者差別解消支援のための協議の場として位置付けられているということで、そこで協議をしていただくということよろしいのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

ご質問のとおりでございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

では次に、4月からの施行に向けて、施行されたのちですね、この法律が市民に理解され、受け入れられるまでの課題として、どんなことが考えられますか。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

法律の趣旨を普及啓発することが大切であり、現在、障がいに応じた合理的配慮の考え方やポイント、事例について職員向けの対応の手引きを整備しておりますので、これを基本にして受託事業者や公共施設の職員、福祉関係事業者への説明会を開催するなど、徹底していきたいと考えております。

市民の皆さんに対しましては、第3期障がい者計画の基本理念であります障がいのある人もない人もともに生き生きと暮らせる共生のまちづくりを唱え、障がい者に関する正しい理解の促進や権利の擁護、自立と社会参加の促進、生活環境におけるバリアフリー化の推進を目指して、これまで、福祉のつどいや講演会、各種講座、バリアフリーマップ、スペシャルサポートガイドブックや市報掲載などを通じて、啓発を進めてまいりましたが、この障害者差別解消法の施行を契機に、さらに市民の皆さんへの普及啓発と理解を深める取り組みを進めていく必要があります。このことは、単に本市行政のみで行うのではなく、市内の障がい当事者団体やボランティア活動を行っている皆さんなどの関係者ともよく連携をして、創意工夫を重ねながら進めていくことであるというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

ぜひ関係者あるいは関係諸機関とも連携をされて、創意工夫ある取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、教育委員会の取り扱いについてお尋ねしますが、4月1日のこの施行をされることで、教育現場でも、今までにない対応や保護者からの要求が課せられてくることが予想されます。

まず、今までに本法に関して、管理職を含め、教職員等の研修もしくは、それ同様の勉強会等を実施されたのか、お尋ねします。今までは一定の基準に照らし合わせ、入学前に就学適正委員会等で協議して特別支援学校が望ましいとか、普通学校が望ましいか判断し、できる限り本人、保護者の考えを尊重して判断する仕組みで、入学先を決定してきたことと思います。しかし、この法律施行によって、文部科学省でも障がいだけを理由に普通学校への入学を拒むことは不当な差別に当たるとまで言っております。ということは、小学校で子どもを受け入れるに当たって、学校と家庭がよく話し合い、合意を形成しなければならなくなりました。つまり、合理的配慮を間違ってしまうと、差別と受けとめられる可能性も大になってきたからです。だから、あえて、管理職や教職員に対しての障害者差別解消法の研修をどのように進めてきたのかをお尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

障害者差別解消法に関する教職員の研修につきましては、県教育委員会主催の校長研修会、教頭研修会、特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援学級担当教員研修会などや、市教育委員会主催の管理職研修会、特別支援学級担当者研修会等におきまして、学校が担う重要な役割を認識し、児童生徒の指導や、保護者との連絡に携わる教職員が、法の趣旨を理解するとともに、障がいに関する理解を深めることについて研修が行われております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

また、文部科学省の特別支援教育調査官が、「これまでも各学校、地域で合理的配慮を含めて、さまざまな取り組みがある。4月1日に学習指導要領を改訂することはない。しかし、障害者差別解消法施行により、差別の禁止はもちろん公立学校では、合理的配慮が法律上義務化される。改めて意識することが必要である」と述べております。そこで今後保護者等から合理的配慮の要求もふえてくるでしょう。しかし、文科省は、過度な負担や均衡を失した負担まで負う必要はないと言っております。つまり、今回の法施行に伴い、今後合理的配慮を整えるに当たって、学校と家庭が十分な話し合いののち、合意をまとめることが欠かせなくなってきたと思います。幼いころは、ほかの子どもと同じ扱いだったのに、年齢が上がってから配慮が始まることで、差別と受け止められるかもしれません。したがって、今までにない早い段階での対応が求められると思いますので、今後の研修についても事例研修等を中心に、確実に全教職員に周知できるように取り組んでほしいと思っています。

そこで、先ほど社会・障がい者福祉課にもお尋ねしたのですが、学校現場におけるこの相談窓口はどこが担当するのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

学校における相談窓口をどこが担うのかというご質問でございますが、小中学校におきましては、教職員が障がいに関する理解を深めるとともに、校長がリーダーシップを発揮しつつ、特別支援学校のセンター的機能も活用しながら、校内委員会や校内研修の企画運営、関係諸機関や関係する学校との連絡調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員として、特別支援教育コーディネーターの指名をいたしております。さらに市に設置される関係会議等とも連携を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

今の答弁では、特別支援教育コーディネーターが担当するというのでいいんだろうと思いますが、超過勤務縮減に向けて取り組まねばならない教育現場で、新たに特別支援教育コーディネーターには、超超過勤務が課せられたのではないかと私は心配しております。こういう相談は数分で「はい解決」という形で終了することなど到底考えられません。他の教育関係諸機関等々をお願いすることがあったりすれば、その段取り、その段取りに費やす時間、相談の資料策定、計り知れない超過業務がまた、そこには課せられてきます。またそこで解決できればいいのですが、仮にその相談窓口で解決できないときには、次なる行政機関の相談機関や協議会なる組織等にも力を借りなければなりません。

そこで、学校における相談窓口の担当者育成や、担当業務を担う市費職員の配置などを含め、市教育委員会としてどう考えていくのか。教育長、できれば、お考えをお聞かせ願えませんか。

○副議長（松延隆俊）

教育長。

○教育長（片峯 誠）

今、ご心配の就学指導にかかわる相談で、私どもは既に今、ご指摘になったことに類似する件で、判断を悩んでいる件もございます。その件につきましても、子どもの障がいの特性に応じ、保護者の願いを鑑みて、今、県のほうと特別支援学級設置について、ぎりぎりまで折衝している案件もあります。それが不可能だったとき、市としてどう対応するかということも想定して動いている状況でございます。保護者の方も、既にこのような法律の施行について、勉強なさっておりますので、それに基づいて要望を寄せられてきておりますので、学校のほうとしても特別支援コーディネーターがいろんな研修を受けていますから、最初の窓口にはなるでしょうが、学校外

部との調整も必要になることが多々ありますので、やはりこれ学校の校長、教頭、管理職の識見や動きが今後どのようなものが必要かということについて、しっかり教育委員会が責任を持ってその理解を進めさせたいと、まず思っております。また、実は教育委員会としてもそれを学校現場からの相談、保護者からの相談を、この内容について専門的に受けることが今まで以上に必要になりますので、その相談窓口としての担当職員の配置についても想定をして、現在準備を進めているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

今回この法の施行に伴って、相談窓口担当者の育成というのは、本当に欠かせない課題であると考えております。とにかく今後学校の対応として、「知りませんでした」とか、「わかりませんでした」では済まなくなってくると思いますので、ぜひ積極的に取り組みを進めていただきたいということをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

次に、女性の職業生活に係る活躍の推進に関する法律について、質問をしたいと思います。これからの地方における経済再生のかぎを握るのが女性と高齢者ではないかと考えています。特に、公的機関を含め各職場において女性への視線と期待が寄せられているのは、恐らく女性の採用や昇進の機会拡大を促す「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が4月に施行されるからだと考えております。いろんな考え方があると思いますが、この法律が中小企業を対象にしていらないとはいえ、全国各地で人口減少社会に突入し、労働不足が深刻な問題になっている中、働く女性の増加を狙っているのではと考えております。

そこで、この「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の概要と言いますか、内容はどうなっていますか。

○副議長（松延隆俊）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、いわゆる女性活躍推進法でございます。自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとりまして、男女の人権が尊重され、かつ急激な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を目的としまして、昨年8月28日に制定されております。その基本原則としまして、まず1点目に、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及び活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。2点目に、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。3点目といたしまして、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと、この3点が基本原則とされている法律でございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

では、この法が実際に施行されるに当たり、地方公共団体は何か責務といったことがあるのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

団体の責務でございますけれども、法の第3条に、先ほど述べました基本原則にのっとりまして、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定及びこれを実施しなければならぬと規定されております。具体的な施策としまして地方公共団体につきましては、特定事業主行動計画、これを策定することが義務付けられておりまして、その内容につきましては、1つ目に、女性の活躍の把握、改善すべき事情、具体的に言いますと、女性の採用割合、継続勤務年数男女差、労働時間の状況、女性の管理職割合等の指標についての分析。2つ目に、これらの状況把握分析を踏まえ、数値目標や取り組み内容等を内容とする特定事業主行動計画の策定及び公表と、3つ目に、最後になりますけれども、女性の活躍に関する情報の公表、これを盛り込むこととされております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

私は、この法律の必要性の一つに、働く場面において、女性が力を十分に発揮できていない現状があるからではないかと考えております。そこで今回は基本原則の一つ、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及び活用に絞って質問したいと思いますが、女性が夢と希望を持って力を十分に発揮して、勤務できるような勤務体系や管理職昇任人事に関して、平等感が不足しているのではないかと考えています。

そこで、飯塚市役所における女性管理職登用の方向や考え方はどうなっていますか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

管理職の登用につきましては、飯塚市職員採用及び昇任に関する試験並びに選考規則第16条第2項の規定に基づきまして、選考によって登用を行っております。選考に際しましては、人事評価等の勤務成績の評定を参考としてその職の職務遂行能力を判定し、昇任を行っております。また女性管理職登用の考え方につきましては、これは男性職員についても同様でございますが、管理職に必要とされる資質を習得していくことが必要であると考えております。そのために、必要な研修の受講等により管理職員としての資質を備えた職員の育成を継続して実施していくことが重要であるというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

女性が管理職として活躍していくためには、職員個々のステップアップと職場環境づくりが必要ではないかと思うのですが、どのように考えておりますか。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

職員のステップアップにつきましては、管理職に必要とされる法務や、コーチング等のスキルアップ研修、自治体リーダーの養成研修等に積極的に女性職員を派遣するとともに、庁内においても政策形成、法制執務、モチベーション向上等の研修を実施しているところであります。また、係長以下の職員を対象に、2年に一度職員の能力開発や能力活用を図るための基礎資料として、自己申告書を提出させているところであります。この申告書の中で今後経験したい職務や能力開発として取り組みたいこと、また将来における昇任の希望等も記載してもらっているところであり、職員個々の意思も確認しながら職員としての視野を広げるためジョブローテーションを積

極的に行って、将来の、管理監督職の育成を図ってまいりたいと考えております。

職場環境づくりにつきましては、女性が、管理職として活躍していくためには、家庭と仕事の両立が可能となる環境づくりに取り組んでいくことが重要であると考えております。そのため、飯塚市特定事業主行動計画において、勤務環境の整備に関する事項として、1つ、妊娠中及び出産後における配慮、2つ目として、子どもの出生時における父親の休暇の取得促進、3つ目に、育児休業を取得しやすい環境の整備等、4つ目として、超過勤務の縮減、5つ目に、休暇の取得促進、6つ目に、異動における配慮、7つ目に、職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取り組み、これらを掲げており、これらの項目を確実に実施していきたいというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

実際に、過去3年間の飯塚市役所内の女性職員、管理監督職配置状況を見ても、ここ数年部長級の管理職の昇任はほぼないといった実態が見受けられます。そこで、今後女性管理職を登用していくために積極的かつ計画的な推進が必要だと思っておりますが、どのように考えているのか、お尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

少子高齢化社会が進む現在の社会情勢の中で、女性の社会進出は非常に重要であると認識しており、これからの行政経営においても女性の参画は必要であると考えております。管理職への登用におきましても、女性登用について、意識をもって取り組んでいるところでございますが、管理職に登用する世代における男女比では男性職員の割合が多い状況ということもあり、管理職における女性の割合がなかなか上がらない状況となっております。しかしながら、将来の管理職登用を見据え、監督職である係長級の職員への登用については、先ほど、ご答弁申し上げましたとおり各種研修等により資質の向上や、働きやすい職場環境の整備に努めながら、積極的な登用を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

責任ある地位での活躍を希望する女性等の割合を高め、昇任に関しても、女性管理職の登用が促進されることは、本市が率先して意識改革、働き方改革を実践しているといった大きな評価につながるのではないかと思います。そして職務とか家庭生活とか両立できるような環境整備に留意するとともに、女性活躍の意義を正しく理解し、積極的に女性管理職登用人事に取り組んでほしいことをお願いして、この質問を終わります。

次に、教職員の女性管理職登用についてですが、学校における女性管理職登用、つまり飯塚市内の管理職の女性の割合はどうなっておりますか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

平成27年度における管理職の数値でお答えをさせていただきたいと思っております。校長につきましては、小学校では21人中女性が7人で33.3%、中学校では10人中女性はゼロでございます。副校長、教頭につきましては、小学校では21人中3人で、14.3%、中学校では10人中1人で10%の割合となっております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員にお知らせいたします。発言時間が3分を切っておりますので、よろしくお願いたします。4番 勝田 靖議員。

○4番(勝田 靖)

実際は簡単に言いますと、平成28年3月末では、学校、校長は32名存在すると思いますが、そのうち女性が8名の25%ですね。そして、教頭職でいくと、30名のうち3名、つまり10%がたしか教頭職の女性管理職ではないかと思ひます。

そこで、県の人事異動方針の中でも管理職の任用に当たっては、全県的かつ長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努めると。その際、若い人材及び女性の登用を図るとともに、まさにこれ女性の登用を図るといのが課題としても上がっているのですが、これは女性活躍推進法ともリンクしているのではないかと私は考へています。

そこで、飯塚市教育委員会として女性管理職登用に關しての考へをお尋ねいたします。

○副議長(松延隆俊)

教育部長。

○教育部長(瓜生 守)

教員の昇任につきましては、任命権者である県教育委員会の定める県費負担教職員の人事異動方針、これに基づきまして、県教育委員会が選考により行うものでございます。これにつきましては、市町村教育委員会の内申を待って行うものではございますが、県のその方針を超えることはできないかと思ひますけれども、平成28年度までに飯塚市が設定しております男女共同参画プランの中で、特に教育委員会の取り組みといたしましては、女性教職員の管理職等への登用の推進ということで、管理職任用試験の積極的な受験奨励を現在行っておりましてございます。

○副議長(松延隆俊)

4番 勝田 靖議員。

○4番(勝田 靖)

時間がもうほぼありませんので、本来は教育長のお考へもお聞きしたいのですが、もう最後の意見としてお聞きください。

学校教育現場での管理職登用に關しては、先ほどの市役所の管理職登用とは若干異なり、昇任試験、つまり筆記とか論文試験、後には、県及び市町村の面接といった過程を終えて決定する、そういった形で進められると思ひます。確かに管理職には教育者としての強い使命感と、学校に期待される目的、目標を達成する学校経営者としての最高責任者としての役割も必要になってくると思ひます。

そこで管理職登用に当たっては、選考基準の項目に入っているとは思ひのですが、ぜひ人材育成の指導力を持ち合わせているかどうかにか力点を置いて、選考をぜひ進めていってほしいと思ひます。それは、教職員の能力向上のための機会と仕組みをつくることのできるかどうか。教職員に対するメンタルヘルスに配慮できるかどうか。そして最後に教職員、主幹、教頭等を将来の校長として育成できるかどうかのそういった力を持った人材育成能力です。これは当然学校教育課の指導にあたる事務局職員にも言えることではないかと思ひます。そして学園都市、飯塚の魅力をも十分發揮して、定住人口増加の一方途を担っていただきたいことを強くお願いして、この質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○副議長(松延隆俊)

暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。24番 道祖 満議員に発言を許します。24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

質問通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、第1点は子ども・子育て支援に関して質問をいたしますけれども、3月1日の西日本新聞の1面の春秋のところがあるんですけれども、その中に「1億総活躍社会じゃねーのかよ。どうするんだよ私活躍出来ねーじゃねーか」「子供を産んで子育てして社会に出て働いて税金納めてやるって言ってるのに日本は何が不満なんだ？」「オリンピックで何百億円無駄に使ってんだよ」「保育園も増やせないし児童手当も数千円しか払えないけど少子化なんとかしたいんだよねーってそんなムシのいい話あるかよ」「ふざけんな日本」。乱暴な言葉遣いはほめられないが、生々しい子育て世代の本音は」ということで、記事がありました。じゃあ、ひるがえって飯塚でも子ども・子育て支援事業計画をもって、子育てに関していろいろと取り組んでいっております。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略をもって、まちづくりに取り組んでいっておるわけですが、冒頭、こういう記事を紹介して、そして飯塚市の現状はどうなのか、お尋ねしていきたいと思っております。

まず飯塚市では、子ども・子育て支援法に従って、子ども・子育て支援事業計画を昨年3月に策定していますが、保育所に入所できない子どもたちが現在いるということですが、実態はどうなっておるのか。この件につきましては、代表質問、また厚生委員会の中でいろいろと質疑をされているのは承知しておりますけれども、確認させていただきたいと思っております。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

本市では、これら保育所に入所できない子どもさんたちにつきましては、私的理由による保育施設の未利用者として整理させていただいておりますが、事実上の待機児童であるというふうに捉えております。その解消にも努めているところでございます。本年2月1日時点では、117人となっております。年度当初の17人から100人ふえております。そのうち、いわゆる3歳児未満の3号認定の子どもさんは105人となっております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

なぜ昨年3月に、この支援事業計画をつくりながら、こんなに入所できない実態があるのか。その理由はなぜなのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

事業計画では、本年度末において必要とされる3歳未満児の保育ニーズに対し、0歳児32人分、1歳、2歳児35人分、計67人分が不足すると見込んでおったところでございますが、現在のところ、この見込みを上回るペースで未利用者が増加しており、危機感を深めているところでございます。

理由として考えられますのは、まず1点目は、新制度になり、入所要件が緩和されたことで、入所申請をされる方がふえたことが考えられます。申請者ベースでは、4月時点で昨年より180人多い、3197人の申請がございました。これは3歳児未満の低年齢児を持つ保護者のうち、働きたいと考えておられる方がふえているからと思われれます。本市では既に2歳児の保護者の半数以上が保育所を利用されておりますが、さらに0歳、1歳児の保護者についてもその傾向が高まっていると考えております。

2点目といたしましては、保育士不足の問題があると考えております。新制度では、定員の120%までの受け入れが可能な制度となっておりますが、鍵となる保育士の確保が難しいため、定員を超える柔軟な受け入れができなくなっている状況でございます。

3点目といたしましては、本市の3歳未満のお子さんの数が減っていないことでございます。平成25年度をベースにした事業計画の計画期間は5年間でございますが、計画の人口推計では、3歳児未満のお子さんの数はもっと減るものと見込んでおりましたが、実際はほぼ横ばいでありまして、それほど減ってはおりません。平成27年度の計画値3343人に対し、実際は3392人で、計画値よりも49人増加しております。また、直近のデータでは、0歳から5歳までの就学前のお子さんの数は6887人であり、6歳から11歳までの小学生のお子さんの数より135人多く、むしろふえている状況でございます。このようなことから、計画で見込んだ以上に未利用者がふえていると考えている状況でございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、子育てしやすい環境の充実が項目として挙げられております。その中に、保育所での受け入れ体制充実のための保育士の人材確保等の推進とありますが、その対応がどうなっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

保育士の人材確保についてでございますが、公立では来年度から新たに12名の任期付職員を採用する予定でございますので、一定の確保は図られるのではないかと見込んでおります。私立保育園につきましては、一昨年来、市としてどのような支援ができるのか。奨学金の給付や就職支度金のような助成金の支給など、さまざまな検討をしてみりましたが、保育士不足の背景には保育士の処遇問題をはじめとする構造的な課題も多いことから、なかなか効果的な財政支援を行うことが難しく、28年度の事業化は断念したような次第でございます。今後も引き続き検討してみたいと考えておりますが、昨年開催いたしました、近畿大学九州短期大学保育科学生と市内の私立保育園全13法人によるマッチング事業や国、県の実施する保育士確保のための諸事業への取り組みを通じて、今後できる限り支援に努めてみたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

入所したい人たちがいると、事業計画をつくったときは六十数人で、現実的にはふえたということでもありますね。だけれど、先ほど新聞の記事を紹介いたしましたけれども、また飯塚市の将来のことを考えると、保育行政というのは、やっぱり希望者が保育所に入れるということですね、その体制を整えるということは必要だと思っております。この考え方は昔からずっと旧飯塚のときから、私は保育所のことについては、働く人たちが安心して働ける環境をつくるためには、保育所の充実ということを書いてきておりますので、この考え方に沿っていきますと、やはり入所希望者については、入所させていただきたい。その対応については、事業計画の中にもあります。どういうふうには示されているのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

事業計画に示しておりますとおり、29年度を目途に3号認定こどもの定員確保を図るため、認定こども園や認可保育所の分園などの施設整備及び既存保育所、子ども園の定員の見直しを進

めることなど、着実な実行、実現が不可欠であると考えております。現在、新たな施設整備の意向を示されておりますのは、幼稚園から認定こども園に以降する予定が3園ございます。これらの施設整備が予定通り進むことができれば、平成29年度までに2号、3号こどもの定員をあわせて160名増となる見込みでございます。しかしながら、このうち3号認定こどもは最大に見込んでも半数以下と考えられますので、確保できるのは80名未満と考えております。したがって、計画で見込んだ以上に未利用者がふえている現在、これらの施設整備が予定どおり進んでも、供給不足を解消することは困難であると考えられますことから、認可保育所の分園などの施設整備について、さらに検討を進めていく必要があるというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

ここで確認いたしますけれど、今の答弁では、この事業計画に書いているとおり、現実には現在の受け入れ可能見込み数を上回ってくるということで、保育園の定数をふやす。それと分園をつくるというようなことであるということですが、29年度に解消するということは、29年の4月時点になったら解消するんですか。それとも30年の4月なんですか。年度なんですか。年初なんですか。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

先ほど申しました3園がすべて完成をいたしまして、受け入れが整いますのは、29年度末というふうに考えている状況でございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

ということは、市民の皆さんに働く意欲があっても働けない。保育園が整備されていないから、入所を希望していてもなかなか思うように入所できないから、2年間待てということですね。それは事業計画の中でもうたっているから、そのとおりやっていくんだという考えに取れますけれど、ただ改めて質問するにあたって、この事業計画そのものが、もう既に見通しが甘い。六十数人の予定がもう100人を超えているということでしょう。それと、まち・ひと・しごと創生法の中の出生率は、代表質問であってございましたけれど、予想よりもふえていっているんですね。ここにあなた方が事業計画に書いておりますけれど、10ページにある子どもの推計値以上に子どもがふえると。今のままでは、今以上に入所希望者が入所できない可能性があるということが言えるのではないかと思います、その点はどう思いますか。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

先ほど申し上げましたとおり、計画策定時よりも子どもの数が減っていない現実をしっかりと受けとめている状況でございます。これにつきましては、実数をきちんと把握しながら、今後さらに検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

だから事業計画の中で、ご答弁をいただいておりますけれど、ご答弁の内容で、対応ができるのかどうかといっているんですよ。来年度から、この春から入所を希望する人たちが今以上にふえる。来年度もまだふえる可能性は十分ある。子どもが多く生まれてきているんですよ、うれし

いことに。ここに推計値をもらっていますけれど、平成26年度は見込みで1090人と事業計画ではなっていますけれど、実質は1170人とふえていると。そして、27年では1622人という数字が出ているのですよ。そして、5年後の平成32年には1611人。あなた方が推計している数よりも、あらかじめ500人ぐらい毎年多くなってくる。まち・ひと・しごと創生法の推計値からいきますと、飯塚市の行政がうまく回って、いいまちづくりができたという前提があるんでしょうけれど、出生率は大体1500ぐらいで推移するというデータがあります。ということは、この事業計画は全く足りないんですよ。毎年ふえていくんですよ、今の計画では。だから事業計画の早期の見直しが必要である。あなた方はこれをするときに、審議会をつくっていますよね。子ども・子育て会議をつくって、いろいろとやっていますよね。指摘されてこの1年間、その会議をきちんと開いているんですか。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

検討に関しましては、保育所、幼稚園のあり方検討委員会というもので、現状把握に努めながら対応を審議している状況でございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

じゃあ飯塚市には子ども・子育て会議というのはないんですか。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時26分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

子ども・子育て会議は、現在も存続しております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

それはこの1年間こういう現実があって、会議が開かれているのかどうか。開かれて、その中でどういう審議が行われているのか。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

今年度は開催をいたしておりません。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

なぜですかという話になるんです。なぜですか。この内閣府の子ども・子育ての本部から出ております資料によりますと、子ども・子育て会議の役割は何かという質問に対して、こういうふうにかかれていています。「計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状

況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクルを回していく）役割が期待されている。」と書かれているんですよ。なぜ、会議を現実にあわせて行わないんですか。なぜですか。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

現在の子ども・子育て支援事業計画は27年3月の策定でございます。この策定をいたしました。これは次回の見直し年度につきましては、もともと29年度ということ想定しておりましたので、今年度、開催に至っていないという状況でございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

だからですよ。まち・ひと・しごと創生法の中で、子どもの出生の現実が、データとして出てきて、そして、出生率のその数が出ていて、見込みの出産数が出ているのに、それが当初の予定をかき離している。すごく離れている。500人から離れているんですよ、毎年。その実態を把握していないということは、どういうことなんですか。事業計画をつくっただけという話じゃないですか。だから内閣府が言っているように計画を策定すれば終わりというわけではない。中間の29年度にちゃんと見直しをしますよと。それじゃあ、預けようとする保護者のほうの気持ちは何も考えてもらっていないじゃないですか。それが問題だと言っているんですよ。今しようとしていることが、何のための計画なのか。何のためのまち・ひと・しごと創生法に従った戦略計画なのか。やっていることと、現実が余りにも違い過ぎませんかということなんです。だから間違えがあると、間違えとは言いません。現実よりも皆さんが努力をして、働く意欲のある人たち、そして生活環境が良くなったから、安心して子どもが産めるような環境が整ってきたと。それに対して、どういうふうにフォローして行って、また人口をふやしていくか。そういうことを考えなくてはいけない。それについては、ただ計画をつくっただけで終わっているし、まち・ひと・しごと創生法の戦略をつくったところと協議が十分できていない。つくられた計画について、きちんと目を通していない。自分の所管、関係があるところのデータですよ。それが問題だと言っているんですよ。なおかつ、会議を開いていないということですよ。会議を開いてないから、実態が把握できてないんじゃないか。

例えば、厚生委員会に出された資料がありますよね。厚生委員会資料として、平成27年10月23日に27年3月6日付けで、私立保育所の協会の会長から要望書が出ています。保育士の不足の解消がお願いされているんです。これに対して、努力しましたかといったら、短大とお話をしましたということでしょう。だけど、現実として平成28年度までには対応できていないということが言えるんじゃないかと思うのが、平成28年2月15日に議長宛に、やはり私立保育協会会長名で飯塚市保育事業に関する要望書が出されているんです。これは保育士の不足解消を要望いたしました。要望しましたが、1年間かかっても何もしていないんじゃないかということなんですよ。解消できていないんじゃないかと。結果としてあなた方は、住民の要望に何も応えていないんですよ、1年間。これについて、どうするかという考えが厚生委員会でも指摘されているし、代表質問の中でも言われておるんですけども、その対応については、事業計画に記された内容から一步も踏み出していない。それでは困るということなんです。それをどういうふうに対応するのか。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

質問議員が言われますとおり、まず子どもの数が策定時点の推計よりも非常にふえているとい

う現実をまずはしっかりと捉えた上で、今後、増大するであろう保育ニーズにどのように対応していくかということをお急ぎに検討する必要があるということをお考えしております。できるだけ早い時期に具体的な検討に入りたいと思っておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

細かいことをお尋ねしますが、これも厚生委員会に出された資料を見ますと、飯塚市内の保育所等の保育士賃金、給与調べというのを出されていますよね。私立保育園の非常勤職員は月額14万5500円となっているんですよ。この14万5500円というのは、なんの根拠でこの数字になっているんですか。そういうことをちゃんと、会議とか、事前にこの案を、事業計画をつくるときに、それは会議の中でどういうやりとりがあったのかは知りませんが、こういうことについては、なぜこの金額なのか把握しているんですか。これはですね、月額で出ていますけど、時間給に直したら大体どれぐらいなんですか。その時間給で幾らになっていて、その時間給の根拠はどういうふうになっているんですか。そういうのは話し合われているんですか。

○議長（鯉川信二）

ただいまの質問に対しましては、専門的な内容になりますので、担当課長に答弁をさせていただいてよろしいでしょうか。

○24番（道祖 満）

いいですよ。

○議長（鯉川信二）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（田原洋一）

私立の非常勤職員は、大体公立の職員の臨時職員とほぼ変わらないような水準にあるというふうに理解しております。また事業計画策定時におきましては、子ども会議ではそこまでの議論というのはなされておりました。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

きょう4つ質問項目があるんですけど、残り時間が少なくなってきましたけれど、もう少し詰めさせていただきましても、公立保育園の臨時職員は15万8833円と出ているんですよ。これもあなた方が出した資料ですからね。変わらないというのだったら、公立保育所の15万8833円の賃金の根拠はどういう根拠なんですか。時間給に直したらいくらですか。

○議長（鯉川信二）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（田原洋一）

確か、その資料の中では7090円程度だったかと思っております。日額でございます。なお、私立の非常勤職員につきましては、さまざまな雇用形態があるものですから、詳細についてはちょっと説明しがたいところがございますが、ただ時間給ベースで言いますと、それほど変わらなかったかというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

細かく言います。福岡県の最低賃金は1時間743円です。いま答弁では790円といったんですか。

○議長（鯉川信二）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（田原洋一）

日額で公立の場合は、賃金を支払っておりますので、先ほど言いましたのは、7090円程度だったかと思います。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

あなた、そうしたら公立と私立の非常勤職員の金額はそんなに変わらないと。変わっているじゃないですか、月額で1万3千円も違うじゃないですか。1万3千円も違うんですよ。

○議長（鯉川信二）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（田原洋一）

私立に勤務いたします非常勤職員につきましては、いわゆるパート勤務の方とか、短時間勤務の方もいらっしゃいますものですから、そのあたりが誤差として出ているんじゃないかというふうに理解しています。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

保育士を雇用しようとしたときに、いま全国的に保育士の賃金が低い。低いから集まってこない。高いところに行きます。短大との話の中でも飯塚市だけではなくて、福岡市の保育園なり、北九州市の保育園に行きます。それはなぜですかと言ったら、やはり生活の場所に近いかということもあるでしょうけれども、やはり、そのときの賃金が高いということは言えるのではないんですか。もう少し真剣に考えるならば、要望書が出ているんですよ。そうしたら時間給に直したら幾らになっているのか確認しないと、民間に、21園ですか、民間に委託しているわけでしょう。今後も、残り5つまでは公立で残りは全部民間委託をするという計画で今進んでいるんですよ。民間の給与体系、給与というものが把握できないで仕事だけ出して、そして子育てに協力しろと言ったとしても保育士が集まらなかったらどうしようもないんじゃないですか。先ほど言ったように、500人から子どもが計算上ふえてくる。保育士は足りませよ。賃金の実態は平均でこれだけですよ。だけど、ほかの業種に比べてどういう実態にあるのか、ちゃんと把握しないと手が打てないではないですか。だから要望書が出ているんでしょう。民間の保育所から。保育士を確保するためには。あなたは答弁でもそういう言い方をしたのではなかったんですか。保育士の問題があると思います。あなた方も把握しているんでしょう。保育士不足の背景には、保育士の処遇問題をはじめとする恒常的な課題も多いからと、この処遇の問題でしょう。それについて、1年間もあって何もしないというのはどういうことなんですかということですよ。

まだ子どもは、入所希望者はふえますよ。働いてもらわなくてはいけないですよ。働こうとしても働けないんですよ。確かに子ども・子育て支援法で入所条件が緩やかになった。緩やかになったのはなぜか。少しでも社会に復帰してもらいたいという政府の考えがあるんでしょう。国の考えがあるんでしょう。そして、少しずつ働く時間を伸ばして行って、所得を確保する。もしくはいろいろと、先ほどの記事ではないですけど、日本の国に貢献したいというひと言に尽きるんじゃないんですか。それにしてもあなた方は、1年間何をやってたんだという話です。だから、ちゃんと会議があるなら会議を開いて、問題点をきちんと真摯に受け止めて、利用者の立場になってやってくださいよ。保育士の処遇から言えば、保育士が足りないということで、ほかの都市では支援をしているじゃないですか。これも厚生委員会にあなた方は資料を出しているじゃないですか。出してなんで飯塚市はしないんですか。できないんですか。あなた方がつくった計画、計画からそれは外れるじゃないですか。計画をきちんと動かすためには、そういう手当

てをしなくてはいけないと私は思いますけれど、どう思います、副市長。

○議長（鯉川信二）

副市長。

○副市長（田中秀哲）

事業計画のお子さんの入所の数が違っているというのは、これは一度きっちり、ご指摘のとおり検証する必要があるだろうというふうに思っております。それと、今ご指摘の保育士さんの処遇について、要望があっているのも承知しております。そして、都市によってはその保育所に補助金等を出しているということも承知しておりますが、これは基本的には、先ほど質問者が言われたように、国がやはり女性活躍社会ということで、そういう流れの中で、保育所の入所要件が緩和された等々がございます。であれば、子育て支援ということは、国だけでなく、もちろん飯塚市にとっても大事な施策の一つではございますが、基本的には国のほうで、第一義的には国のほうが介護職と保育士さんが非常に世間の平均賃金からいうと低いということはもう前々から言われておりますので、これについては、介護職については一定の措置がなされました。すべてそれで解決したかという、これはまた別問題ですけど、やはり保育士さんの処遇をとっても、やはり、国のほうから第一義的にはそういう措置を、まずしていただきたいというふうに思っております。というのは、各自治体間の財政状況が強い、弱いによって保育士さんの差がどんどん変わるということは、決して全国的に見れば、子どもさんを預けられる保護者にとっては決していいことではございませんので、我々も国に要望していきましますし、飯塚市として、どこまでそういうことが可能なのかということは、検証しなくてはならんというふうに思っております。もう少しですね。ただの子どもさんの数字の違いについては、もちろんマンションができたとか、できないとか、多少はあるのかなとか、ここで先ほど質問を聞きながらそういう思いもしていたんですけども、第一義的には我々が国に対してそういう保育士さんの処遇改善については要望してきたいと思ひますし、それについて飯塚市でどこまでできるかと、これは財政状況等々を見ながら、検討していききたいというふうに思っております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

重ねてお願いしておきますが、やはり、この子ども・子育て会議をきちんと開催して、早急に開いて、該当する関係者をきちんと、会議のメンバーをそろえているんですから、あなた方は。それを集めて、実態がこうなると報告して、こういうことが指摘されていると、厚生委員会の中でも資料を出しているんだから、ほかの都市の問題はですね。29年に子どもがふえるということは、今の計画そのものが分園をつくるかと言っていますけれども、分園をつくることで間に合うのかどうかとか、いろいろなことも考えられるわけですよ。片や予想されている子どもの実態、将来のまちづくりの実態が保育園の関係者に全然見えていなかったら、世間が言っている少子高齢化で子どもは先細りで減っていくんだということになれば、分園をつくる必要もないと、今ある既設の保育園の定員をふやすだけでいいんじゃないかとか、そういう議論も出てくるわけですよ。そういうことを踏まえてですね、きちんとやっていただきたい。仕事というのは、いろいろ4月から始まる人もいますけれど、中間採用もありますから、4月からといたら、今はもう3月ですから、間に合わないと思います。3月いっぱい、できれば考え方をまとめて、遅くとも4月に1回みんなを集めて、いろいろなその立場立場の意見をまとめて、事業計画の見直しをやっていただきたいと思ひます。それはできますね。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

できるだけ早期に対応してまいりたいと思っております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

それをお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

これは所管にかかることなので、簡単に質問します。飯塚市内で放置自転車の問題は生じていないのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

本市では、JR鯉田駅、浦田駅、新飯塚駅西口、東口、飯塚駅、天道駅、筑前大分駅の各駅と吉原町にごさいます、駐輪場、計8カ所設置しております。それぞれの自転車駐車場では、相当期間放置された自転車の調査を実施いたしまして、所有者調査の上で、お引き渡しをしております。また、所有者が判明しない自転車につきましては、告示期間を経て廃棄物として処分をしております。市で設置しております自転車駐車場のうち、新飯塚駅東口につきましては、歩道上の広場に自転車を駐車している状況がございまして、問題として認識はしております。これは自転車駐車場に空きスペースがあるにもかかわらず、歩道上の広場に駐車をしているとみられ、利用者のマナーの問題とも言えますが、自転車駐車場の駐車可能台数が不足していることも要因の1つと考えております。この新飯塚駅東口の自転車駐車場の問題につきましては、駐車可能なスペースを設定することにより、問題の解消を図ってまいりたいというふうに考えております。また、市道上の自転車、車両等の放置につきましては、飯塚警察署から通報が年に2回から3回程度あっている状況でございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

新飯塚駅の東口は私も見ておりますけれど、歩道上に自転車が何台も置かれております。それはやはり、指定したところと違うんであれば、それは対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。それとですね、福岡市、北九州市では放置自転車の防止に関する条例が制定されますけれど、その内容はどうなっておるのか、また飯塚市においても条例を制定する考えはないのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

放置自転車の防止に関する条例は、自転車利用者、自転車小売業者、鉄道やバスの事業者、公共施設や商業施設などの大型施設の設置者に対しまして、自転車の放置をしない、防犯登録の勧奨、自転車駐車場の設置等の努力義務として責務を規定しております。市は何をするかと申しますと、自転車放置禁止区域の指定、自転車を放置している者への指導、命令及び自転車をほかの場所に移動、保管することが可能となることを規定することにより、公共の場所における自転車の放置を防止し、市民の良好な生活環境の確保、都市の美観の維持をすることを目的として制定されております。

本市において条例を制定する考えはないかということにつきましては、本市におきましては、市内に設置しております8カ所の自転車駐車場の放置自転車に関しまして、飯塚市自転車駐車場条例に基づき、定期的に整理を行っているところでございます。しかしながら、市全域にかかわ

る放置自転車に対応するこの条例につきましては、施設内の放置自転車等の対応は想定しておりません。全市にまたがる条例ではありませんので、その部分に対応する条例は、必要であるとは認識をしておりますが、今後は先進都市、北九州、福岡、それ以外の都市の状況も踏まえまして、その状況を研究して、自転車放置防止に関する条例の制定につきましては、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

ぜひ、検討していただきたいと思います。先ほど警察からの通報は年に数回ということでありましたけれど、なぜこれを改めて質問しているかと言いますと各地区地区の交番等々、地区の中で防犯の協議をしていますよね。御承知かと思います。その中で、やはり放置自転車の処理の問題について話が出たと。そのときに警察としては条例があったら対応しやすいと。だから飯塚市も条例をつくっていただけないかなということが、警察のほうから発言があったということなんです。だから、住民の方から、飯塚市はどうなっているんだという問い合わせがありました。だから、そういうことを警察のほうと相談しながら実態を把握して、前向きに検討していただきますよう、要望します。

次にいきます。3点目は、過疎地域の情報伝達方法について、昨年12月定例会市議会の一般質問で、将来の広報、広聴のあり方について、ICTの活用の質疑が行われておりました。その際の答弁を確認いたします。それと嘉麻市では新聞報道でありましたように、NTT西日本と協定を締結して、市内全域に光回線を整備して、IoT社会を見据えて事業に取り込むというふうに考えておりました。こういうふうに各都市では、いろいろな情報化に向けて動きがあっただけですが、本市はどういうふうになっているのか、まず確認させてください。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

昨年12月定例会市議会での一般質問においても、お答えしておりますが、広報・広聴について、これまでの広報紙、各課の個別のお知らせを継続しながら、それを補完するものとしてメールマガジンについて検討をしております。お知らせしたい情報をカテゴリー分けし、利用者はメールアドレスを登録し、必要とするカテゴリーの情報をメールで受け取るというものでございます。ただし、メールマガジンは、一時期に一定以上のメールを送信し続けると迷惑メールと判断される恐れがあるため、専用の送信ソフトを必要といたしますので、あわせて、前回の一般質問で提案のありましたスマートフォンアプリやフェイスブック等についてもシステムとしての構築を検討しております。

もう一点、嘉麻市の件についてでございますが、嘉麻市においては、もともと通信事業者による光回線の整備が遅れていることから、市がNTT西日本へ一定の負担を行った上で整備が進められております。整備完了後のICTの活用について包括的な協定を締結し、今後の支援を含めて通信事業者のノウハウを活かした事業展開を図ろうとするものと推測されます。具体的事業については、今後検討されていくことと思いますが、新聞報道では、テレワークの機会の確保、海外講師による学校の遠隔授業が計画されているという報道がっております。同様に、飯塚市においても同じような学校の英語教室も考えておりますので、その計画を進めて行くと思っております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員

○24番（道祖 満）

過疎地域の中で、実証実験を行うことが可能かどうかということをお尋ねしたいんですけど、

今までこうして聞いていたら、光ケーブルが入るまでは全市域に光ケーブルが入ることを業者に期待して、そして業者も一所懸命してくれたけれど、飯塚市全域には入ってない。また、入っているところに対して、情報を出すほうの話ばかりがあるわけですよ。ずいぶん前にも言ったんですけど、受け取るほうはどうなっているのかという話なんですよ。光ケーブルが入りましたよ、インターネットがつながりましたよ、情報はこうやって出しますよ。だけど、インターネットから情報を取るほうの実態はどうなのか。それで過疎地域には光ケーブルが入っていない。入っていないから、携帯電話等で情報は取れる。だけど、携帯電話を持っている人たちはどれぐらいおるのか。そういうことを調査しない限りですね、ICTを使った地域の発展とか、過疎地域の発展というのは、あり得ないんじゃないかと思えますけれど、どう考えます。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

これまで、質問者が言われますとおり、情報の発信の方法についてお話をさせていただきましたけれど、今言われますように、実際に過疎地域でどれぐらいの方がスマホを使われているというのは、承知しておりませんので、計画の策定にあたっては、アンケートなり、実態の調査をするべきだというふうには思っております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員にお知らせいたします。発言時間が2分を切っておりますので、よろしくお願いいたします。24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

飯塚市は、嘉麻市がああいうふうに新聞報道されると、ものすごく飯塚市が遅れている感じがする。わかります。コンビニを使って料金や税金を納めたらということを書いていて、この4月からやりますという話、交付は10月からやりますとか書いていたけれど、マイナンバー制度が入ったでしょう。国がするなら国のとおりすればいいんですよ。それを待っておきますかと、地域間競争の中で。例えば、この前の雪害のときにスマホに緊急のアラームが鳴りました。そういうことだけでも、過疎地のほうは助かるんじゃないかと思うんですよ。実態調査をしてから、きちんとどういう計画を持って、地域の開発に取り組むのか、出してください。できますか。

○議長（鯉川信二）

情報化推進担当次長。

○情報化推進担当次長（大庭章司）

そのように考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員にお願いいたします。まもなく発言時間が終了いたしますので、最後の質問としてまとめていただきますようお願いいたします。24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

大学との連携ですけれど、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、大学力と連携して地域経済を牽引するまちづくりが挙げられております。前も言いましたけれど、大学があることを前提にまちづくりに取り組むというように言っているんですけども、大学がなくなったら困ります、そういうことを言われたときに。それで学生の確保なり、大学の要望等について、きちんと協議をしていってくださいと以前質問しておりますが、それはきちんとやられて心配ないと、大学は未来永劫、飯塚市にあるんだということが言えるのかどうかだけお尋ねします。終わりにします、これで。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

後半の分の未来永劫あるかということについてはですね、ここで確約はできませんが、現在のところ、九工大、近畿大学産業理工学部、近畿短期大学ともに継続されるというふうなことで、お聞きしております。また、大学に対する支援、協働などにつきましては、毎年市長以下、幹部職員と学長、学部長ともに年度初めや年度終わりに協議しながら進めているところでございます。

○議長（鯉川信二）

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明3月3日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

午後 3時00分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	18番	明石哲也
5番	光根正宣	19番	藤浦誠一
6番	奥山亮一	20番	上野伸五
7番	川上直喜	21番	田中博文
8番	宮嶋つや子	22番	城丸秀高
9番	兼本芳雄	23番	古本俊克
10番	永末雄大	24番	道祖満
11番	守光博正	25番	平山悟
12番	田中裕二	26番	坂平末雄
13番	佐藤清和	27番	森山元昭
14番	江口徹	28番	梶原健一

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	田代文男		
次長	許斐博史	議事係長	斎藤浩
調査担当主査	林利恵	書記	淵上憲隆
書記	岩熊一昌	書記	宮嶋友之

◎ 説明のため出席した者

市長	齊藤守史	公営競技事業所長	井出洋史
副市長	田中秀哲	市民環境部次長	吉原文明
教育長	片峯誠	都市建設部次長	鬼丸力雄
上下水道事業管理者	梶原善充	会計管理者	森田雪
企画調整部長	森口幹男	子育て支援課長	田原洋一
総務部長	石田慎二		
財務部長	高木宏之		
経済部長	伊藤博仁		
市民環境部長	大草雅弘		
こども・健康部長	田中淳		
福祉部長	金子慎輔		
都市建設部長	菅成微		
上下水道局次長	諫山和敏		
教育部長	瓜生守		
地域連携都市政策室長	久原美保		
企画調整部情報化推進担当次長	大庭章司		